

令和元年 第12回

武蔵野市教育委員会定例会

令和元年12月9日

於 教育委員会室

武蔵野市教育委員会

令和元年第12回武蔵野市教育委員会定例会

○令和元年12月9日（月曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	清 水 健 一
委 員	山 本 ふみこ	委 員	渡 邊 一 衛
委 員	小 出 正 彦		

○事務局出席者

教 育 部 長	福 島 文 昭	教育企画課長	渡 邊 克 利
指 導 課 長	秋 山 美 栄子	統括指導主事	小 澤 泰 斗
教育支援課長	牛 込 秀 明	生涯学習課長	長 坂 征
生涯学習課 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史館 担当課長	栗 原 一 浩	生涯学習課 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史館 副参事	小 山 佳 幸
図 書 館 長	鎌 田 浩 康		

○日 程

1. 開 会
2. 事務局報告
3. 議 案

議案第16号 武蔵野市教育委員会部課に関する規則の一部を改正する規則

議案第17号 武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

議案第18号 武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

議案第19号 武蔵野市学校事案決定規程の一部を改正する訓令

議案第20号 武蔵野市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

議案第21号 武蔵野市立学校学区に関する規則の一部を改正する規則

議案第22号 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第23号 武蔵野市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則

4. 協議事項

- (1) 第三期武蔵野市学校教育計画案について

5. 報告事項

- (1) 教育部主要事業の業務状況報告（9月～11月分）について
- (2) 令和元年第4回市議会提出補正予算について（教育費関係）
- (3) 新学校給食桜堤調理場（仮称）新築工事請負契約関連4議案の提出について
- (4) 学校施設整備基本計画素案について
- (5) 第二期武蔵野市生涯学習計画（仮称）中間まとめについて
- (6) 長期宿泊体験活動検討委員会の設置について
- (7) 第14回むさしの教育フォーラム「地域みんなで子どもを育てる」実施報告について
- (8) 平成31年度（令和元年度）東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果
- (9) 武蔵野市社会教育委員に関する条例の改正にかかる専決処分について
- (10) 武蔵野市立学校嘱託員取扱要綱の全部改正について
- (11) 武蔵野市立学校事案決定規程実施細目の一部を改正する要綱について
- (12) 武蔵野市立小学校及び中学校学習指導員配置要綱を廃止する要綱について
- (13) 武蔵野市立小学校及び中学校学習指導講師配置要綱の一部を改正する要綱について
- (14) 武蔵野市立小学校体育指導補助員配置要綱の一部を改正する要綱について
- (15) 武蔵野市立小学校学習指導補助員配置要綱の一部を改正する要綱について
- (16) 武蔵野市立小学校及び中学校図書館サポーター配置要綱の一部を改正する要綱について
- (17) 武蔵野市立小学校及び中学校学習支援教室実施要綱の一部を改正する要綱について

- (18) 武蔵野市立中学校部活動指導員配置要綱の制定について
- (19) 武蔵野市立小学校理科指導員配置要綱を廃止する要綱について
- (20) 武蔵野市立小学校理科授業パートナー配置要綱の制定について
- (21) 武蔵野市指導課教育アドバイザー配置要綱の一部を改正する要綱について
- (22) 武蔵野市立小学校英語教育推進アドバイザー配置要綱の一部を改正する要綱について
- (23) 武蔵野市立学校支援コーディネーター配置要綱の一部を改正する要綱について
- (24) 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱の一部を改正する要綱について
- (25) 武蔵野市立図書館嘱託員取扱要綱の全部改正について
- (26) 令和2年度教育費予算（歳出）要求について

6. その他

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから、令和元年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において清水委員、山本委員、私、竹内、以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申し込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

これより、議事に入ります。

本日の議事のうち、報告事項(26)令和2年度教育費予算(歳出)要求については、来年度予算に関する案件でございますので、最後に非公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、非公開といたします。

◎事務局報告

○竹内教育長 これより、議事に入ります。

事務局報告に入ります。

教育部長から、報告をお願いします。

○福島教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について、報告させていただきます。

11月5日から13日の日程で、平成30年度の第六期長期計画審査特別委員会が開催されました。11月5日の総括質疑の後、施策の大綱第2、子ども教育分野の審議が12日に行われ、12月3日に本会議で提出されましたので、その内容について、ご報告いたします。

教育分野の主な質疑は、以下のとおりです。

まず、第六期長期計画の財政計画及び財政シミュレーションと、現在、策定中の学校

施設整備基本計画における費用見積もりとの関係について、お尋ねがありました。副市長及び担当部長から、財政計画及び財政シミュレーションは5月末の段階で把握できる最新の情報に基づいて作成されたため、学校施設整備基本計画や国民健康保険の財政健全化計画など、未確定のものは反映していないこと。財政計画作成以降生じた個別事項は毎年の予算の中で調整を行い、さらに、4年後改定する財政計画の中でも精査されるとお答えをいたしました。

次に、「生きる力」を育む施策についてのお尋ねには、教育長より、第三期学校教育計画に盛り込まれた施策の基本的な考え方にに基づき、「生きる力」を育む教育に総合的に取り組むとお答えをいたしました。

次に、「生きる力」と知育・徳育・体育、それから、資質・能力の3本柱の関係についてのお尋ねには、担当課長より、「生きる力」は、知・徳・体別々ではなく、一体としてバランスよく育てていくことを目指していること。資質・能力の観点から見ると、知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性等という資質・能力を育てていくと、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」が身につくことをお答えいたしました。

次に、武蔵野市らしい教育とは、というお尋ねには、教育長より、「生きる力」と資質・能力についてご説明した後、これからは多様な自信や、生涯を通じた学びに向かう意欲を育むこと、多様性を生かすこと、子どもたちを学校・地域・保護者が協力して育てていくことが重要であるとお答えをいたしました。

次に、言語能力についてのお尋ねには、教育長より、言語能力は人間としての必要な大事な能力を構成する要素であり、学校教育における言語活動を、引き続き教科横断的に取り組んでいくとお答えいたしました。

次に、子どもたちが学校や塾で忙しくなっていることについてのお尋ねには、教育長より、ご指摘の状況は確かにあるが、他方で、家庭や地域での生活の中で二極化していることもあり、様々な、知・徳・体にわたる経験をどのように公が支援するのか、学校教育が基本だが、地域、あるいは生涯学習の取組の中で心がけたいとお答えをいたしました。

次に、教員だけでなく、PTAや地域も忙しい中で、三者の連携、協働をどのように進めるのかとお尋ねには、私から、先生の代わりに保護者や地域でやってくれという単純な構図ではない。例えば、やめるとか減らすということができないのかどうか、多

くの人が少しずつかわっていく形にできないものか、今後、検討していきたいとお答えをいたしました。

次に、地域コーディネーターに関する計画の記述について、負担を軽減し、持続可能な活動とするため、連携、協働する体制へ発展とは、とのお尋ねには、担当課長より、導入2年で活動内容が充実してきたが、地域コーディネーター1人にかかる負担がかなり大きくなっているため、組織的に地域の力を借りる体制が組めないか、その場合、どのような形が良いか検討する必要があるとお答えをいたしました。

次に、学校改築と長寿命化のコスト比較や国の補助金についてのお尋ねには、担当課長より、学校改築と長寿命化の比較は策定委員会に適切な形でお示しすること、学校施設は設置者が負担するという大原則を踏まえつつ、個別校の改築の段階で取れる補助金は獲得できるよう努力するが、裁量的な国庫支出金である補助金の今後については流動的であり、長期的な財政見通しを考えるに当たっては、あてににくいとお答えをいたしました。

次に、学校の複合化についてのお尋ねには、教育長より、小学校は現在の校舎の面積を確保することすら難しい中で、複合化・多機能化は恐らく難しい、中学校は校地の状況によって異なるので、各学校の改築に際して、いろいろな可能性も含めて考えていきたいとお答えいたしました。

次に、小学校の自校式給食調理場を配置する方針は堅持されるのかとお尋ねには、担当課長より、方針を堅持していくとお答えをいたしました。

次に、文教委員会が11月18日に開催されました。教育委員会関連では、2件の行政報告を行いましたので、ご報告いたします。

1件目は特別支援教室の指導体制の充実についてで、主な質疑は以下のとおりでした。まず、特別支援教室で指導を受ける人数が、小学校から中学校にかけて減る理由についてお尋ねがあり、担当課長より、平成29年度から全校に特別支援教室を導入した小学校では、学校や保護者の理解が深まり、児童が増えましたが、中学校は第二中学校に通う方式であり、現時点では増えていないとお答えをいたしました。

次に、中学校でも全校に導入すると対象者が増えると予想するが、どのように対応するのかとお尋ねには、担当課長より、教員については、生徒10名に対して1名配置される体制であるとお答えいたしました。

また、拠点校を増やすのかとお尋ねには、生徒数の動向を慎重に見極めながら、必

要であれば増やすとお答えをいたしました。

さらに、人数の予測についてのお尋ねには、現在23名だが、小学校の状況を踏まえると、40名から50名くらい、何年後かに達する見込みであるとお答えをいたしました。

次に、在籍学校との連携についてのお尋ねには、担当課長より、これまでは学期に1回程度でしたが、これからは毎週巡回するため、コミュニケーションが深まると考えているとお答えをいたしました。

次に、教員の専門性の確保については、担当課長より、制度の導入に伴い、臨床発達心理士が各校を巡回し教員にアドバイスするほか、2カ月に1回程度、小中学校合わせた合同担任会があり、そこで小学校のノウハウを中学校に伝えることもあるとお答えしました。

行政報告の2件目は、武蔵野文化事業団と武蔵野生涯学習振興事業団の統合検討委員会の検討状況についてで、主な質疑は、以下のとおりでした。

まず、平成26年度の財政援助出資団体あり方検討委員会報告書に基づき、財政援助出資団体の事業の棚卸をして、一つ一つの事業を見直すことはしないのかのお尋ねには、担当派遣参事より、今回の検討は第五期長期計画・調整計画で示された両事業団の統合について結論を得るための検討で、事業の一つ一つを見直すことはしないとお答えをいたしました。

また、私から、両事業団には重複する事業が基本的にはない、ほとんどが市からの受託事業及び指定管理事業であるため、見直すとすれば、市の事務事業見直しの中で検討する必要があるとお答えしました。

次に、今後のスケジュールについてのお尋ねには、担当派遣参事より、12月から1月にかけて両事業団の理事会で報告書案の承認を得た後、来年4月に統合覚書を締結していく予定であるとお答えいたしました。

次に、両団体の統合に関する議会の権限はなく、行政報告は情報提供の範囲内のものという理解で良いか、とのお尋ねがあり、私より、基本的に両団体の話であり、市としては両団体の統合を支援していく立場、議会の権限というものはないと考えるとお答えしました。

次に、指定管理の5年間の途中で両事業団が統合した場合の指定の取り扱いについては、というお尋ねがあり、担当課長より、指定管理者の指定の議決を取り直す必要があると考えているとお答えしました。

次に、令和元年第4回市議会定例会が12月3日から18日までの会期で行われております。まず、一般質問についてご説明いたします。今回の一般質問では19人の議員より通告があり、そのうち、教育長より答弁申し上げたのは10人でした。主な質疑についてご説明いたします。

まず、市内小中学校での歯科指導の今後の展開についてのお尋ねには、歯科健診後の家庭での対応状況をより正確に把握し、学校歯科医や養護教諭と共有した上で取組を考えていくこと。また、家庭への啓発についても、引き続き取り組んでいきたいとお答えをいたしました。

次に、イェナプランについてお尋ねがあり、自立的な学習やグループのメンバーと共同しながら教科等を横断的に学習を進めることなどは、新学習指導要領が目指すところと一致する部分が多いが、本市の児童数を想定すると、そのまま取り入れることは難しいと思われるとお答えをいたしました。

次に、学校の校庭の現状と今後についてのお尋ねには、現状では、補修が必要な学校があること、学校施設整備基本計画により改築順が決まるため、今後の校庭の計画的なメンテナンスについて関係課と協議しながら考えたいとお答えをいたしました。

次に、読書活動とIT社会の関係についてのお尋ねには、IT社会では、情報の中から問題を発見・解決する力や、複数の情報を結びつける力など、情報活用能力が必要であり、育成の手だてとして読書活動があること。読書活動は文学を読んで感性を磨く側面だけでなく、興味のあるジャンルの本を読んで問題を発見したり、課題について調べたりすることも含まれるため、IT社会においても読書活動は重要であるとお答えをいたしました。

次に、公立学校の強みとは、とのお尋ねには、公立学校には様々な背景を持つ子どもたちが一緒に学んでおり、互いの良さを生かして共同する力や創造性、やさしさ、思いやり等の人間性、折り合いのつけ方などを幅広く育む機会が多くあることが強みであるとお答えしました。

次に、全ての小学校で子どもたちの運動会などの観覧席にテントを設置すべきのご意見には、小中学校は災害時の避難所となることや、近年の記録的な猛暑や、児童・生徒数の増加を踏まえ、小学校に限らず、中学校も含め、児童・生徒の安全確保の観点から、テントを設置できるようにしていきたいとお答えをいたしました。

次に、学校で歯磨きができるようにするとともに、給食後の歯磨き指導を推進しては

どうかのお尋ねには、要望があれば休み時間に歯磨きはできること、全児童が一斉に歯磨きをすることは難しいが、学校歯科医と連携して、歯の磨き方の指導など取り組みたいとお答えをいたしました。

次に、動物飼育に対する考え方についてお尋ねがあり、小学校生活科の学習指導要領を踏まえると、動物飼育の活動を通して、生命の尊さを学ぶことができる教育に取り組むとお答えをいたしました。

次に、子どもの人権に関する取組についてのお尋ねには、12月の世界人権デーに合わせて、校長が朝会等で講話をしたり、各学級で担任から折に触れて指導したり、第6学年の社会科で基本的人権について学習したりなど、発達段階に合わせて指導しているとお答えをいたしました。

次に、第五小学校の雨漏りについてのお尋ねには、屋上緑化の一環として設置したプランター周辺で生じた防水シートの裂け目が原因であり、本年度中に防水シートの裂け目を補修するとともに、来年度に全面的な改修工事を実施したいとお答えをいたしました。

次に、学校改築に関して、延べ床面積並びに予算規模のそれぞれの上限について定めるべきでは、とのお尋ねには、標準的な諸室整備基準を定め、面積の上限とするとともに、東京都の公共施設に準じることで、整備費についても標準的な水準におさめることや、建設単価は、今後、二十数年間の間に上下することから、現段階の単価で総延べ床面積に基づく予算規模の上限を設けることは適切ではないことをお答えしました。

また、長期的な財政負担についてのお尋ねには、整備水準を標準的なものにとどめることや、1年間に工事する校数を2校に抑え、財政負担を薄く平準化していくこと、学校施設整備基金の活用などにより、財政上の持続可能性を保っていきたいとお答えをいたしました。

議会関連案の報告は、以上でございます。

最後に、市内の学校の状況についてでございます。2学期も残り1カ月を切り、各学校では、今までの学習の成果や3学期に向けた課題等を、個人面談や保護者会などを通して保護者に伝えるなど、学校と家庭が連携した取り組みを進めております。さらに、中学校においては、いよいよ、3年生の進路決定に向けて、保護者・生徒との三者面談や、進路にかかわる対策会議も行われているところでございます。

11月29日には、市内の小学校5年生または6年生が参加し、連合音楽会が行われまし

た。各校の校長、学級担任、音楽専科などの引率の先生方にご協力いただき、事故等もなく、各校児童が立派な合唱・合奏の発表を行うことができました。

また、第一小学校吹奏楽団は、11月23日に大坂城ホールで開催された第38回全日本小学生バンドフェスティバルに東京都代表として参加し、見事、金賞をいただきました。日ごろから心を合わせて素敵なハーモニーを奏でることを目指して練習に取り組んだ成果だと思います。

各学校においては、学芸会や文化祭、学習発表会など、予定とおり全て無事に終了いたしました。参観していただいた保護者や地域の皆様からも多くのお褒めの言葉をいただいたと聞いております。児童・生徒がこのような機会を通して、力を合わせてつくり上げるにより生まれる感動や達成感を感じてくれたことと思います。

事務局報告は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの報告にご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

-
- ◎議案第16号 武蔵野市教育委員会部課に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎議案第17号 武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 - ◎議案第18号 武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令
 - ◎議案第19号 武蔵野市学校事案決定規程の一部を改正する訓令
 - ◎議案第20号 武蔵野市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則
 - ◎議案第21号 武蔵野市立学校学区に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎議案第23号 武蔵野市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎報告事項（9）～報告事項（23）、（25）

○竹内教育長 それでは、議案に入ります。

議案第16号 武蔵野市教育委員会部課に関する規則の一部を改正する規則から、議案第21号 武蔵野市立学校学区に関する規則の一部を改正する規則までと、議案第23号 武蔵野市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則、これらは会計年度任用職員制度の導入に関するもので、同じ趣旨ですので、一括して議題としたいと思います。

また、報告事項（9）武蔵野市社会教育委員に関する条例の改正にかかる専決処分についてから、報告事項（23）武蔵野市学校支援コーディネーター配置要綱の一部を改正する要綱についてまでと、報告事項（25）武蔵野市立図書館嘱託員取扱要綱の全部改正

について、これら報告事項も、先ほど申し上げた議案と密接に関連するため、一括して報告を求めたいと思います。

以上、会計年度任用職員制度の導入に関する議案と報告事項を一括して取り扱うことについて、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、説明をお願いいたします。

○渡邊教育企画課長 ご説明いたします。

まず、参考資料をご覧ください。今回の案件は、会計年度任用職員制度の導入に関するものでございます。

そのあらましでございますが、真ん中の図をご覧ください。現在、嘱託職員、あるいは臨時職員（アルバイト）の任用根拠でございますけれども、記載の地公法第3条または地公法第22条、いわゆる、臨時・非常勤職員制度と呼ばれているものになっております。このたび、国のほうで、この2つの任用根拠に基づいて、任用する職員の範囲につきましては非常に限定的にするように、という指導がございました。

地公法3条につきましては、例えば、策定委員会の委員など、非常に専門的で単発の案件、あるいは、臨時的任用職員につきましては、任用する際の名簿に記載がない場合、非常に例外的な場合に限定しなさいという指導がありました。そうしますと、現在の嘱託職員、あるいは臨時職員（アルバイト）の任用根拠がなくなってしまうので、国のほうでは、右側でございますが、地公法第22条の2という条文をつくりまして、新たな任用根拠を整備いたしました。

これが会計年度任用職員と呼ばれているものでございます。本市の嘱託職員、それから、臨時職員（アルバイト）も、この会計年度任用職員として位置づけることとなります。まず、この任用根拠の位置づけが変わるとというのが大きな改正の1点目でございます。

それに関連しまして、3番でございますけれども、現在の嘱託職員、アルバイト職員の名称変更もしていきたいと思っております。

まず、表の左側でございます。月額報酬が支払われる嘱託職員でございますけれども、記載のものがございます。この中で、学校事務員、学校用務員につきましては、学校事務嘱託員、用務嘱託員となっておりますけれども、名称を事務員、用務員に変えたいと思っております。そのほか、このグループには学校支援コーディネーターとか教育アドバイザー、

中学校部活動指導員も、ここに含まれてまいります。

その一方で、右側でございますけれども、時給で賃金が支払われているアルバイトの名称でございます。上から2段目の学習指導員でございますけれども、学習指導員を名称としては廃止しまして、学習支援教室指導員に名称を変えたいと思います。それから、上から3段目、理科指導員という名称を廃止し、理科授業パートナーへ変更したいと思います。

以上、名称変更するというのが大きな変更の2点目になります。

3点目としましては、実質的に何が変わるのかという話でございますけれども、裏面をご覧ください。任用根拠が変わることに伴いまして、大きく申し上げますと、今までは嘱託職員は特別職の公務員でございましたが、会計年度任用職員は一般職の公務員になります。

具体的に何が変わるかと言いますと、募集のところでございます。これまでは市民雇用創出事業に基づく嘱託職員につきましては、市民に限定して募集しておりましたけれども、これができなくなりますので、今後は、市外の方も手が挙げられることになります。

それから、再度の任用でございます。上から6段目でございます。基本的に1年間の任用でございますけれども、最長5年まで継続できることになっておりますが、会計年度任用職員につきましては、その後につきましても、公募による客観的な能力実証を経た結果であれば再度任用されること、6年目以降も妨げないという形になります。

それから、服務及び懲戒でございますが、一般職常勤職員と同様の規程が適用されることになります。

一番大きな点、給付でございますけれども、これまでは報酬または賃金プラス交通費相当の費用弁償だけでしたが、これに期末手当も支給されることになります。

このように、任用、それから報酬等について変更がございまして、これらにつきましては、人事課が所管する例規に基づいて今後は運用していくことになりますので、教育委員会側の例規から、人事課の例規を参照している部分につきましては、今回、改正をし、教育委員会の例規から外させていただきました。大枠としてはこういったことになります。

ざっと、各議案についてコメントしていきますと、議案第16号につきましては、職の名称変更に伴うものです。議案第17号も職の名称変更に伴うもの。議案第18号は任用根拠の変更に伴うもの。議案第19号は職の名称変更に伴うもの。議案第20号は任用根拠変

更に伴うもの。それから、議案第21号は学区編制審議会のものでございますが、人事課の報酬条例が変わったことに伴うものです。議案第23号も人事課の例規、報酬条例の改正に連動するものです。

それから、報告事項にまいります。

まず、報告事項（9）でございます。社会教育委員に関する条例の改正でございますけれども、こちらは、6月議会で人事課の報酬条例とセットで改正されたものですので、教育委員会にお諮りするいとまがございませんでしたので、専決処分をさせていただきました。変更点は網かけをしている部分でございます。第5条でございます。引用している報酬条例が変わったことによるものです。

その報酬条例につきましては、報告事項（9）の参考資料につけさせていただきます。今後は、こちらを参照していくことになります。

社会教育委員に関しましては、ホチキスどめ資料の3枚目の裏からでございます。報酬条例の付則の第3条に基づきまして、社会教育委員に関する条例も一部改正がかけられました。

以上が、報告事項（9）でございます。

それから、報告事項（10）は、学校事務・用務員取扱要綱でございます。現在、学校嘱託員の取扱要綱がございすけれども、名称変更であったり、任用根拠の変更、それから、報酬等につきましては、人事課の例規に内容を委ねることになりましたので、こちらで規定する必要がなくなりました。もろもろの理由によりまして、要綱全部を改正する形で規定をしております。

新しい要綱は、事務・用務員の取扱要綱でございます。全体としては18カ条ありますけれども、核となる条文は、1条（趣旨）でございます。

それから、5条、6条、任用に関する条文でございます。任用に関しては、人事課の、いわゆる、任用規則に基づいていくということ、任用期間は会計年度末まで、ということが規定されております。

それから、報酬等につきましては、12条、13条、14条でございます。いずれも人事課所管の報酬条例または報酬規則に内容を委ねる形になっております。

最後、18条につきましては、人事課所管の規則は、報酬関係以外に任用規則、それから、勤務時間、休日、休暇等に関する規則がございすますが、こういったものを統一的に人事課のほうで規定する形になっております。

報告事項（11）は、職の名称変更に伴う改正でございます。

報告事項（12）以降は指導課案件でございます。（12）と報告事項（17）はセットになりますので、一緒にご覧いただきたいと思います。職の名称変更に伴うものでございます。新しい要綱が（17）でございます。先ほどの学校事務員、用務員と要綱の構造は変わらないです。

4条、趣旨等々書いた後に、第5条、第6条で任用について、任用期間も含めて規定し、第8条以下で報酬等について書いていく。内容については、人事課所管の例規に委ねるという形で、基本的には統一されております。

以上が、報告事項（12）と（17）でございます。

報告事項（13）は、学習指導講師配置に関するものでございます。

報告事項（14）は、小学校の体育指導補助員配置要綱でございます。

報告事項（15）は、小中学校学習指導補助員の取扱要綱でございます。

報告事項（16）は、小学校及び中学校の学校図書館サポーターの配置要綱でございます。

報告事項（18）は、一部改正ではなくて、新規の要綱になります。中学校の部活動指導員配置要綱でございます。

続きまして、報告事項（19）は、報告事項（20）とセットになります。理科指導員を改め、小学校理科授業パートナーとすることに伴う改正でございます。

報告事項（21）は、指導課教育アドバイザー配置要綱でございます。

報告事項（22）は、小学校英語教育推進アドバイザー配置要綱でございます。

報告事項（23）は、学校支援コーディネーター配置要綱でございます。

（24）は飛ばしまして、報告事項（25）、図書館事務員の取扱要綱でございます。

以上、会計年度任用職員制度に絡みます議案と報告事項の説明になります。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 理解するのがなかなか難しかったんですけども、こういうことかということころまでは自分も察することができたと思っています。

任用根拠のこと、職の名称のこと、これらに関連する要綱について、ということで認識しているんですけども、それぞれ、名称も新しくなったり、報酬のことも変わったり、いろんなことがあると思います。それで、これからこの立場になる皆さんが、それ

ぞれの立場をよく理解して、自分がどこの、何にあてはまり、こういう条件で、また、こういう立場で仕事をしていくんだということが、初めの段階でよく認識されることが大切だというふうに思いました。

小さな誤解が現場に影響を与えるということはありがちなことなので、そこは慎重に行っていきたいし、そういう認識を共有するという機会に当たられる方にはそのあたりのこともよくお願いしたいし、また、実際にお働きになる方にも慎重にお願い申し上げたいと思いました。

以上です。

○竹内教育長 何か、今のことであれば。

教育部長。

○福島教育部長 任用に当たりましては、それぞれの職員に雇用条件等、しっかりとお伝えをして、お願いをしていきたいと思えます。

○竹内教育長 今の山本委員のご発言、ごもっともだと思います。

それから、この会計年度任用制度の導入に合わせて、市の、主に学校教育にかかわる方たちの職の再編をしたんですよね。そういう意味で言うと、会計年度任用職員制度の導入に伴ってのいろんな勤務条件とかの変更もありますけども、我々が、例えば、学校教育の中で、こういうふうに、この方たちに、全体の中で、どういう位置づけでお力を、貢献していただきたいという意図があると思うので、そのことと合わせて、よく、ご本人とか、あるいは、学校に伝えるようにしていきたいなと思えます。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 再編ということで、良い方向に進んだのかと思います。特に期末手当が支給されるようになるところが、財源も大変でしょうけれども、非常にいいことだと思います。

少し気になったのは、今の説明の中にはありませんでしたが、報告事項(13)と(15)をめくると、「教育長に提出する」というのが「委員会に提出する」となっています。

それから、「教育長は、前項の規定による登録票等の」というのがあって、(13)だと「教育長は、前項後段の規定による履歴書等の提出があったときは」ということで、教育長あてになっているのですが、今度、新たに教育委員会あてになるのですね。その辺のことについて、この委員会で議論することになるのかどうか。恐らく議論すること

になるのだと思いますが、教育長決裁で済んだのが、教育委員会決裁になるということで理解してよろしいのでしょうか。

○竹内教育長 教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 現在、任用通知につきましては、既に教育委員会名で出しているところがございます。事務的なところは事務局で教育長決裁を仰いでいるところがございますけども、その実態に合わせていった。これまで教育長のままになっていたのが、どこかで改正が漏れていたのかもしれませんが、今回、このように改正をさせていただきました。

○渡邊委員 今まで、例外的に教育委員会のほうには報告として上げていたと思いますが、実態に合わせるということですね。

○渡邊教育企画課長 そうです。

○竹内教育長 本来的には、例えば、任免行為とかは教育委員会が執行機関ですから、教育委員会が持つということなので、正式な書き方としては教育委員会なんだろうと思うんですが、それをどこまで、実際に教育長に委ねるのかというのは、また別な解釈のところがあるんですよね。教育長に委ねる部分と、別に規定がありましたよね。

○渡邊教育企画課長 はい。

○竹内教育長 その中で、実質どのように実務の処理をしていくのかというところは、また、教育長委任規則などの運用でやっていくんだと思います。

という整理で良かったですか。

○渡邊教育企画課長 はい。

○竹内教育長 ほかは、いかがでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 報告事項（20）の武蔵野市立小学校理科授業パートナー配置要綱なんですけれども、この第5条を見ると、非常に専門性の高い理科の授業に造詣のある方を理科授業パートナーにするということが書かれていると思うんですね。この前の第4条に、理科授業パートナーは、いわゆる、学級担任とのチームティーチングで指導を行うということが書かれているわけですけど、この文面からだけだと、理科授業パートナーがT1とT2で、どちらにもなれるのかなというふうに読み取れるんですけども、ここはどうなんでしょうか。

○竹内教育長 指導課長。

○秋山指導課長 原則として、理科授業パートナーはT2ということでお願いをしております。ただ、今さら、清水教育委員に申し上げるまでもないんですけども、授業の中でT2がメインで指導する場合も、当然ございます。T2は常に陰に回りということではもちろんございませんので、本来的なチームティーチングの形を取り、T2の役割を果たしていただくというふうを考えております。

○清水委員 大変よく分かりました。一応、事前に説明のところで、今のところはお伝えいただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○竹内教育長 指導課長。

○秋山指導課長 今の理科指導員の方には、そのところは既にお伝えをし、チームティーチングの考え方についてもご説明済みでございます。

○竹内教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第16号から議案第21号まで及び議案第23号について、それぞれ、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第16号 武蔵野市教育委員会部課に関する規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに、賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり、決定させていただきます。

次に、議案第17号 武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令、本案を事務局提案のとおり決することに、賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 本案は事務局提案のとおり、決定させていただきます。

次に、議案第18号 武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令、本案を事務局提案のとおり決することに、賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり、決定させていただきます。

次に、議案第19号 武蔵野市学校事案決定規程の一部を改正する訓令、本案を事務局

提案のとおり決することに、賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 本案は事務局提案のとおり、決定をさせていただきます。

次に、議案第20号 武蔵野市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに、賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり、決定をさせていただきます。

次に、議案第21号 武蔵野市立学校学区に関する規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに、賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり、決定させていただきます。

次に、議案第23号 武蔵野市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに、賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり、決定をさせていただきます。

また、以上の議案と密接に関連する報告事項(9)武蔵野市社会教育委員に関する条例の改正にかかる専決処分についてから、報告事項(23)武蔵野市学校支援コーディネーター配置要綱の一部を改正する要綱についてまでと、報告事項(25)武蔵野市立図書館嘱託員取扱要綱の全部改正について、これらにつきましては、了承されたものいたします。

◎議案第22号 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○竹内教育長 次に、議案第22号 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

なお、報告事項(24)武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱の一部を改正する要綱については、この議案と密接に関連するため、一括して取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、説明をお願いいたします。

○長坂生涯学習スポーツ課長 ただいま議案となりました議案第22号 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則、及び、報告事項(24) 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱の一部を改正する要綱について、合わせて、ご説明いたします。

議案第22号の改正理由としまして、各学校の学校施設開放運営委員や利用者の要望、例えば、使用日時の欄の午前・午後表記の削除や使用者数の男女別の廃止などへの対応、改元への対応、字句の変更など、現状に合ったものとするための、様式の変更でございます。

また、報告事項(24)の改正理由としまして、会計年度任用職員制度導入による報酬規程廃止への対応として、予算費目を非常勤職員報酬から謝礼へ変更したこと、及び、各学校の学校施設開放運営委員及び利用者の要望への対応、改善への対応、字句の変更など、現状に合ったものとするための、様式の変更でございます。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に、質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 別添3と別添4で比べると、別添3には使用上の注意事項という欄があります。だけど、特に、別添4にはつけないで、この注意事項は別に皆さんにお渡しするという形になるのでしょうか。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 これの様式のほかに、記載の仕方をまとめた冊子がございますので、それを各団体にお配りしておりますので、詳細はそちらを見ていただくという事です。

○渡邊委員 では、ここは要らなくなったということですね。

○長坂生涯学習スポーツ課長 はい。

○竹内教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第22号について、採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第22号 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則、
本案を事務局提案のとおり決することに、賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり、決定させていただきます。

また、報告事項(24)武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱の一部を改正する要綱についてについては、了承されたものといたします。

◎協議事項

○竹内教育長 それでは、協議事項に入ります。

協議事項(1)第三期学校教育計画についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○渡邊教育企画課長 第三期武蔵野市学校教育計画についてご説明いたします。

こちらにつきましては、中間のまとめにつきましてはご報告をさせていただきました。その後、パブリックコメントを実施いたしまして、最終的に、先日、答申いただきましたので、ご説明をいたします。中間まとめから大きく変わった点を中心に、お話ししたいと思います。説明は本紙の冊子でいたします。

まず、表紙でございますけども、基本理念、基本的な考え方、一番目立つところに書かせていただきました。

めくっていただきますと、「はじめに」の文章がございます。第三期の計画の特徴としましては、新学習指導要領の改定に対応した。それに伴って施策体系も第二期と比べて大きく変わったと思います。それが1点目。それから、策定過程も非常に特徴的でした。パブリックコメントでは非常に多くのご意見をお寄せいただきました。また、第六期長期計画、第五次子どもプランの策定と時期を同じくしたというのも特徴だったと思います。こういったことを盛り込んで、「はじめに」の文章にしております。

その後、目次が続きます、まず、9ページです。1の(1)の第2段落でございます。これは9月の定例会で渡邊委員からご指摘ありましたが、鍵括弧で5つ書いておりますけども、教育振興基本計画の基本的な方針5つは省略せずに書いたほうが良いということで、5つ、書いております。

それから、10ページでございます。(3)の最後の段落、「さらに」で始まる部分でございます。今年の6月に記載の方針が文部科学省のほうからも出されておりましたの

で、その内容を追加しております。

それから、11ページ、(6)子どもの貧困対策につきましては、先日も大綱が大幅改正されましたけども、その内容を盛り込みました。

12ページ(10)、先日の総合教育会議でもご議論いただきましたけども、総合的施策の大綱につきまして、どういったことを最初にして書いているのかというのを、12ページの下から4行目以降へ記載いたしました。

13ページ、第六期長期計画も議決をいただきましたので、子ども教育分野の基本施策を抜粋しております。

25ページは第二期の計画の取り組み状況でございます。表の24番、27年度から30年度までの取り組み状況に、教育センター構想についての振り返りを書かせていただきました。教育支援センター、教育推進室、それぞれの場所で機能を発揮できておりますので、基本的にはこの体制で連携強化を目指していこうとして、市の分を書いております。

27ページの一番下の②でございます。これについて文章を追加いたしました。小学校で対象となる児童が増えていることの原因を書いたり、中学校での取組を書いたほうがいいたろうということ、策定委員会からもご指摘ありましたので、追加しております。

同じく、追加した点としては、33ページでございます。これまでは不登校児童・生徒の人数のグラフだけでございましたが、全体に占める割合の表も追加いたしました。これはパブリックコメントのご意見を踏まえたものです。

それから、36ページでございます。学校関係団体等、①のPTAに関する部分につきましては、策定委員のほうにもPTAの代表の方が入っていましたので、その方提案の内容で、表現を改めております。

それから、③、地域コーディネーターにつきましては、9月の定例会で渡邊委員のご指摘もありましたので、追加をしております。

それから、④、青少年問題協議会地区委員会についても、大切な役割を担っていただいておりますので、追加いたしました。

隣の37ページ、勤務時間でございますけども、平成26年度の情報に加えて、今年度、第1学期の時間も加えさせていただきました。

それから、42、43ページでございます。中間まとめにはなかったページでございます。この前のページまでは第二期の振り返りであったり、現状と課題、グラフなどによって、それなりに詳細に書かせていただきましたけども、パブリックコメント、説明会、策定

委員からもご意見があり、こういったものを踏まえて、第三期に引き継いでいく課題、評価をまとめたほうがいいのではないかとということで、この2ページを追加しております。

大きく分けて3本、「生きる力」をはぐくむ教育の視点、それから、学びの質を高める教育環境の視点、それから、学校と地域が協働した教育の視点で、評価と第三期以降の課題についてまとめさせていただきました。

この上で、第三期の内容としましては、第3章以下でございますが、52ページをご覧ください。No. 2、英語教育でございます。その取組内容の②でございます。第2文でございますけれども、「市講師制度の活用」という文言も入れさせていただきました。そのあと、ALTの話は、中間のまとめと同じでございます。

それから、隣の53ページ、取組の内容②でございますけれども、学校図書館サポーターにつきましては、「専門性向上や常駐化等人的支援を充実」という言葉を入れさせていただきました。これも9月の定例会でご議論いただいた部分でございます。

それから、55ページ、No. 5、ICTでございますけれども、施策の背景の3つ目の○を追加いたしました。趣旨としましては、ICTを使って、こういったことができるんだということも分かりやすく書いたほうが良いというご意見をいただいておりますので、追加をさせていただきました。

56ページ、No. 6でございますけれども、「プログラミング的思考の育成」の前に「論理的思考」という言葉を加えさせていただきました。さらに、取組の内容①も文章を丁寧に書かせていただきました。「理科や算数・数学等で育んできた科学的な見方・考え方も含める」ということを書かせていただきました。

隣の57ページは市民科でございますけれども、取組内容のところに学年を追加いたしました。対象学年を追加したほうが良いという、パブリックコメントのご意見を踏まえたものです。

それから、60ページでございます。まず、施策の背景の1つ目の○でございますけれども、パブコメを受けまして、いわゆる、子どもの権利条約に関する記載を追加いたしました。

それから、2つ目の○、「性自認、性的指向」という言葉がございます。中間のまとめの段階では「性同一性障害」という言葉がございましたが、これはいかがなものかというパブリックコメントの意見もございまして、「性自認・性的指向」という形で書か

せていただきました。

それから、64ページでございます。特別支援教室（通級）の体制整備でございます。取組内容の②でございます。小学校の特別支援教室につきまして、担当する児童数も増えていることを踏まえて、拠点校の増設等々について、踏み込んで書かせていただきました。

それから、65ページ、取組の内容②でございますけども、療育機関も連携の対象に入っているだろうということで、これは説明会のご意見でございますけども、修正をかけた。

66ページ、No. 17でございます。取組内容の②、「スクールソーシャルワーカーを全中学校に配置（6名体制）」と明記させていただきました。ここも踏み込んでいく部分でございますので、しっかりと書かせていただきました。

それから、68ページでございます。No. 20でございます。取組内容の①、「日本語を母語とせず保護指導を必要とする児童・生徒」、以前は「外国籍の児童・生徒」となっておりましたけども、ここも第六期長期計画の表現に合わせて、このように変えさせていただきました。

続きまして、72ページでございます。先生の働き方改革の部分で、取組の内容③でございます。追加したのは最初の部分です。「教材研究や授業準備、他の教員の授業参観等を行う時間を生み出すため」、ここで市講師を配置する目的を書いた上で、「市講師の配置による教員の持ち時数削減の目標を定めて取り組みます」と、一步踏み込んで書かせていただきました。

それから、④、「清掃活動や給食を見守り・支援する」となっております。もとは「管理する」という言葉になっておりましたけども、それも改めたほうがいいだろうというご指摘がありまして、変えました。

それから、74ページでございます。これも先生に関する部分ですが、【施策の背景】3つ目でございます。今年4月の中教審の諮問もございましたが、「STEAM教育」について記載をさせていただきました。策定委員会の議論の中でもご議論ありまして、最終的に教科横断的な学習にもなっておりますので、そういったことができるようにということで、このNo. 26に追加をいたしました。

それから、取組内容の⑤でございますけども、文章を厚目に書かせていただきました。以前は「東京都教育委員会等が主催する」というだけで、公的なものだけのようなイメ

ページがありましたけども、今は民間の団体であったり、大学の研究会にも行く先生は多いですよというご指摘がありまして、こういった表記になっております。

78ページでございます。No. 30ですが、取組内容の②、スクールソーシャルワーカーにつきましては、先ほどと同じく、6名体制ということを書かせていただきました。

以上、大きな変更点でございまして、85ページ以降に参考資料を追加いたしました。中間まとめにはなかった部分でございます。設置要綱、それから、策定委員の名簿、これまでの検討状況。

パブリックコメントにつきましては、91ページをご覧ください。ご意見は、総数としては367件、75名からいただきました。第二期のときは11件、5名でしたので、相当、大幅に増えました。この意見と取扱方針につきましては、概要でございますけども、そのまま載せさせていただきますので、冊子としては、この部分がボリュームとしては大きくなっております。

そのほか、調査の結果、概要版と、用語集をつけさせていただきます。

最後、参考資料につけ加えるのを忘れていたんですけども、事務局の名簿も、今回、教育委員会事務局総出でやらせていただきましたので、ぜひ、つけさせていただきますと思います。

説明としては、以上になります。

○竹内教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 まず、パブリックコメントが367件ということで、すごく市民の意識が高いなということを感じました。非常に厚みのある計画なわけですけども、拝見していると非常に細かいところまで、すごくよくできているなということを感じました。そう感じながらも、ちょっとここはどうかというところを、少しお話をさせていただきたいなと思います。

まず、5ページなんですけども、計画策定の背景・趣旨の（1）番で、2行目にI o TとI C Tが出ていて、どちらも巻末のほうで説明があるんですね。I o Tについては「Internet of Thinking」と書いてあって、I C Tについては「information and Communication Technology」というのが括弧してないんですよ。巻末のほうを見ると、巻末のほうにはこれが出ているんですね。これはどっちかに統一したほうがいいなと思いましたので。例えば「Internet of Thinking」を後ろに持っていくか、あるいは、

「information and Communication Technology」をここに括弧で入れるか。このあたりは統一したほうがいいのかと思いました。

10ページなんですけれども、上から6行目に「学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備する」ということであります。これは2022年に向けて、3人に1台パソコンを設置するという、文科のところから出てきたのがもとになっているのかなと思うんですけれども。また、同様に、今年6月ぐらいには2025年に1人1台パソコンを、というようなことが文科から出されているわけですけど、この辺のところは、どう、ここに反映したらいいのかと思うんですけれども、もしお考えがあったらお伺いできればと思います。

それから、16ページの(4)の資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」というところは、書かれている内容が非常にいいと思うんですね。こういったことを各学校がしっかりと受けとめて、このことを実現するために、授業をどう展開していくのか、学びの質の向上をどういうふうに見取っていくのかといったことを、各学校で考えて、きちんと取り組んでいくということがすごく大事だろうと思います。これが結果的には新しい学習指導要領の理念を実現していくことにつながると思いますので、こういったことを、校長のリーダーシップで進めていくということが非常に大事だなと思っています。

74ページの取組内容の中に、校長のリーダーシップというのはとても大事だろうと思うんです、そういったことが学校の教員の資質向上につながっていくと考えておりますので、そういったことがもし入れられるなら、入ったらいいなということを感じています。

それから、細かいことなんですけど、18ページの6番に、自然体験活動・長期宿泊体験の充実ということで、セカンドスクールというのがポチとしてあって、これの説明が後のほうに出ているんですね。その後の説明の中に、プレセカンドスクールの説明もあるので、ご存じない方もいるかもしれないので、移動教室についての説明も必要なのかなということをおもいました。

それから、19ページなんですけれども、8番の生活指導の充実の①の次がまた①になっているんですね。右側なんですけれども。2つ目の①の2行目の「順応」と書いてあるんですけど、「適応」と「順応」というのは、どちらがいいのか。

あとは、22ページの15番、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進ということで、

ずっと書かれているわけなんですけども、小中連携教育というのは全中学校区で今やっ
ていて、年2回から3回、授業参観を行った後に情報交換、それから、小中の9年間を
見越した教育課程についての話し合いとか、かなりやっているんですけど、そのとこ
ろの記述がないなということを感じました。これは取組状況のほうです。

あと、50ページなんですけど、学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育という
ところの4つ目の○です。「具体的には、学校には、家庭や地域の方の学校運営等に対
する意見の的確な把握等を通して、家庭・地域社会で共有した目的に向かった教育活動が
求められます」ということで、内容的には、学校・家庭・地域ということで共有した目
的に向かった教育活動なので、文章では分かるんですけど、このところで「家庭・地
域社会で共有した」の前に「学校」をつけたほうがいいのか。上は「学校・家庭・地
域」というふうに言っているんで、分かるんですけど、「学校・地域社会」というとこ
ろを強調する意味では「学校」があったほうがいいのかというふうに思っています。

もう一つ、非常に細かいことなんですけど、156ページの下から2つ目の道徳授業地
区公開講座の読み仮名は、「どうとくじぎょう」ではなく「じゅぎょう」のほうがいい
かなと思います。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○秋山指導課長 それでは、10ページのICTのところですが、今、清水委員おっしゃ
たとおりなのですが、ここは、タイトルが「教育のICT化に向けた環境整備5か年計
画の策定」ということになっておりまして、文科の策定されているもの内容としては、
3クラスに1クラス分というところなんです。文科の1人1台、確かにそういう方向性は出
てきてますけれども、計画として、まだ、出されているものではないので、今回の記述
としてはこのようにいたしました。1人1台の方向性が文科から出ているということは
私どもも認識をしているところでございます。

それから、74ページのところについては、今ご提案いただいた「校長のリーダーシ
ップ」ということを、入れられるかどうかについて、少し検討させていただきたいと思
います。

それから、50ページの4つ目の○のところ。「具体的には、学校には家庭や地域
の方の学校運営等に関する意見の的確な把握等を通して、家庭・地域社会と」、「で」
じゃなくて、「と」に直すと、意味は、清水教育委員がおっしゃったようになるかと考

えます。

○清水教育長職務代理者　そうですね、いいと思います。

○秋山指導課長　ここの助詞を「と」に改めさせていただこうというふうに思います。

○福島教育部長　そのほかの点については精査をさせていただいて、案のほうの修正を検討させていただきたいと思います。

○竹内教育長　渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員　いろいろ意見を出したところを、修正させていただいて、ありがとうございます。

先ほど清水委員がおっしゃった、一番初めのページ、AIも後ろの用語のほうに入れたほうがいいのか、「Artificial Intelligence」ですね。用語説明のほうで※がついてますから、そのように統一して英語を入れたほうがいいと感じました。

それから、非常に気になっていた学校図書館の活用ですね。これについてサポーターに関する意見がたくさん出ていて、そう感じている人がたくさんいらっしゃるのだと思いました。いかにして充実していくか、この文章には書かなくてもいいんですけど、さらに、より充実した活動をしていかないと、読書体験とか、ともかく、学校の図書館に来てくれて、親しんでいただくということが非常に重要だと思います。例えば図書館に行くと、「ここは静かにしなきゃいけない」とか言われちゃうと行かなくなってしまう子もいるのです。

だから、そういうことも含めて、何かうまい指導をしていかないと。このような状況をサポーターが理解していただきたいのです。「ここは図書館だから静かにしなきゃいけないんだよ」とか「寝っころがって読んじゃいけないんだよ」とか、そういうふうに行われると行きたくなくなってしまう。せっかく図書室があるんだから、大勢来ていただくための施策というのを、サポーターの方にもお願いしたい。ですから、こういう形で専任化していくということは、非常に言語活動のプラスにもなると思いますので。山本委員もおっしゃっていたと思いますけれども、充実させていただきたいと思います。

この冊子全体として見て、非常に充実した内容だと感じました。大変ご苦労されたので、事務局の名前を最後に入れていただくということで、責任者でもあります、きちんと名前を入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○竹内教育長　山本委員、どうぞ。

○山本委員 私もとっても意味深く読みました。本当に感心もしたし、ありがとうございます。

その上で、今日のご説明に対してお聞きしたいことがあるので、3点、伺います。

27ページの最後、この部分を加えたというところなんですけれども。特別支援学級、特別支援教室の児童・生徒数の推移のところの、2番目の○ですけれども、「小学校については、発達障害への早期支援の必要性の理解が進んだことや、全小学校に特別支援教室を導入したことにより、情緒障害等通級の対象児童が増加しました」。確かに、そうなのかもしれないんですけれども、これ、情緒障害等通級の対象が広がりましたということですよね。児童が増加した、そうなんだけど、これは結局、このことによって対象が広がったんだと思います。

それから、56ページのところです。これはNo. 6の「プログラミング的思考の育成」の前に、「論理的思考」という言葉が入って、本当に良かったと思いました。この間、井之頭小学校の研究報告のところでもいろいろ学ばせていただいた中で、私どうも腑に落ちないでいた「プログラミング」という言葉に、そうだ、論理的思考ということが全科目に及んでいるんだということで、腑に落ちたんですね。この言葉が入ったこと、とても安心しました。これは感想です。

60ページです。これは質問なんですけれども、No. 10の人権教育の推進のところ、2つ目の○のところ「性自認・性的指向」という言葉が。こういうことで入っていることはとってもとっても大事なことで良かったと思うんですけれども、これを用語集に当たると、それは155ページに書いてあるんですけど、「性自認」のほうはこういうこと、つまり、必ずしも生物学上の性と一致するとは限らないという。それと、「性的指向」は恋愛感情または性的な関心がどのような性に向かう、向かわないかについての指向のあり方という。ああ、そうかというふうに思いながらも、こういう言葉って、社会的にも少し変わっていったりしますよね。だから、ここには敏感になっていたほうがいいなと思うのと、これは、どのあたりから出てきた言葉なんですかという質問です。

それから、これを一冊、本当に、もっともっと読まなければいけないと思っているんですけれども、用語集がついたことと、パブリックコメントの概要がついたこと、それから、今、渡邊委員の言われた、これに携わった皆さんのお名前が出るということのは、価値があることだと思っています。良かったと思っています。

以上です。この27ページのところだけ、対象児童が増えた、確かにそうなんだけど、

これによって対象が広がったって、そのことのためにやってたことだから、ちょっとそれも検討してみてください。

○竹内教育長 小出委員、もしあれば。

○小出委員 読ませていただきました。大変によくできていると思いましたし、パブリックコメントを読ませていただきまして、とても、これからいろいろ考えることがあるなというふうに考えております。

また、山本委員とダブっちゃうんですけども、用語集ですね。これがついたのは物すごく分かりやすく、とっつきにくいところがずっと入りやすくなるんで、これは私はとても感心しております。ありがたく思っております。

○竹内教育長 ちょっとイレギュラーな進行なんですけど、今日はたくさんご審議いただくことがあるので、質疑、まとめて行います。

私もちょっと言わせていただこうと思います。なぜかという、これは、答申を受けて武蔵野市教育委員会としての計画にするプロセスですから、教育委員のご意見をぜひ伺って固めていきたいという趣旨があるので。

私が気になっているのは、27ページの現状と課題が適切に、これからの取り組みに結びついているかどうかということです。その観点で少しあるのが、体のところです。32ページ、中学生の1週間の運動時間について、ポイントは何かというと、0時間の子が一つ大きいピークがあるということと、本文中に「特に女子については、1週間の運動時間が0の生徒の割合は14.3%です」という認識を掲げておいて、体のところの取り組みが、実はそれに反応しているかどうかというのが気になっているんです。

それから、体のところで言うと、実は「東京駅伝を活用して」という文言もあるんですが、漏れ聞くところによると、東京駅伝が来年度で最後になるということで、今後、それを活用するというのが一つの柱として成り立ちづらいものもあって、体のところがうまく、いろんな取り組みが立っているかどうかというのが気になっています。

それから、もう一つ気になっているところが、基本的な考え方を4つ出して、資質・能力のところについては、当然、内容はそれに応じて組み立てられているんですが、47ページに示されている基本的な考え方の4つですね、「自信を高め意欲を育む教育」、「多様性を生かす教育」、「学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育」というのが、具体的な施策との結びつきが、まだ、もう少し弱い気がするんですね。例えば、自信と意欲を育むための活動ってどういうものが分かるのか、多様性を生かすというのが

どういうふうなところにつながっているのかというのが、ちょっと読み取りづらいなというのがありました。よく見ていくと、それぞれの関連があるので、必ずしも、それが見えづらいという程度なのかもしれませんけれども。

それから、もう一つが、最近の話でいうと、PISAの調査で、読解力が8位から15位とかなり下がって。これは統計的な裏付けがある。つまり、有意に下がったということが気になっていて、読解力のところは言語能力の育成というところで一定程度、それから、学校図書館の充実も一定程度入れているんですが、情報活用能力も、そのうちの一部だと思うんで、それについての受けが、これからの五か年の計画でどうなっていくのかというのが気になっています。これは具体的なところでどうするという注文じゃないんですが、最近のああいった調査結果を踏まえて気になっているところです。

それから、もう一点は、SSWの6校配置をさまざまにいろんな目標のところで示して、具体的に踏み込んで書いていただいたので良かったなと思うんですが、一方で、数値的な目標はこれでもう達成するわけですね。そうすると、SSWが6校配置されることによって、6校配置することが目的ではなくて、SSWをどういうふうに機能するのかというふうな姿が見えるといいなと思っていて。今までより充実しますというようなニュアンスというよりも、6校、全学区に配置された結果、どういうふうな動き方が初めて実現できるのか、それが示されるとすごくいいなという気がして。教育委員会の計画とすることにあたって、もう少し、もうひと加減エッジを効かせたいなと思ひまして、申し上げました。

○**渡邊委員** もう少し時間よろしいですか。前からお話している安全性の順位というのが気になっているところで。番号を変えるのは大変なのかどうか分かりませんが、この3つの中では一番上であると思いますので、可能だったら順番を変えていただきたい。安全第一だと思いますので、ご検討のほど、よろしくお願いします。

○**竹内教育長** いろいろと、多岐にわたって出ましたけど、この事項で何かあれば。
教育支援課長。

○**牛込教育支援課長** まず一点、27ページの「情緒障害等通級の対象児童が増加しました」という表現です。こちらにつきましては、早期支援の必要性や、全小学校の特別支援教室を導入したことによって、今まで指導を受けるのをためらわれていた方も指導を受けるようになったという意味がありますので、それが伝わるような表現を考えていきたいと思ひます。

○山本委員 それ分かるからもったいないと思って言ったんですけども。だから、情緒障害等通級の対象がこれによって広がることができ、そして、児童が増加しましたということなんですよ。

○牛込教育支援課長 そうですね、対象そのものが広がったわけではなくて。通級の対象だったけれども、なかなかつながらなかったという面がありました。

○山本委員 つまり、今までためらっていた人が、よしと思う感じはもうちょっと出せると思います。そうか、広がったんじゃなくて、そうですね、はい。

よろしくをお願いします。

○牛込教育支援課長 あとは、スクールソーシャルワーカーにつきましては、6名体制ということで、今までよりも1名当たりの担当校を少なくして、より深い支援、また、中学校区ということで、小学校から中学校への、切れ目ない支援などもできると思いますので、そのようなことが伝わるような言葉を足したいと思います。

○福島教育部長 渡邊委員の先ほどの学校図書館サポーターは、配置時間とか、もう少し、学校図書館サポーターが取り組めるような取り組みについては、こちらで記載をさせていただきましたけれども、3月以降、子ども読書活動推進計画も、新たに先生方にも入っていただいて策定していきますので、その中でもまた検討していきたいと思います。

○渡邊委員 ぜひ、よろしくをお願いします。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 山本委員からご指摘いただきました「性自認」はどこから出てきたのかという点なんです、最初にこの計画の中には「性同一性障害者」という、いわゆる、東京都教育委員会が示す人権課題ということで示させていただいておりました。また、パブリックコメントの中でも、「性同一性障害」という言葉は、今後、変わってくるかもしれないので検討したほうがいいですとか、第六期長期計画の中でも、「性別」という言葉の近くに「性自認」ですとか「性的指向」という言葉を併記している形になっておりましたので、その部分を採用させていただいて、記載をさせていただいたという流れでございます。

○福島教育部長 残りの点につきましては、もう一度、精査をさせていただいて、次回また、ご説明させていただきたいと思います。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、協議事項（1）につきましては、今、各委員からご意見広範にいただきま

した。そのことを踏まえた上で、事務局において修文を図っていただき、次回は議案として提出をさせていただいて、その中で確認をして、また、ご議論いただければと思います。それでは、このように進めさせていただきたいと思います。

◎報告事項

○竹内教育長 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（１）教育部主要事業の業務状況報告、９月～１１月分についてです。

説明をお願いいたします。

○渡邊教育企画課長 まず、教育企画課です。

１番、第三期学校教育計画につきましては、先ほどご報告したとおりでございます。

２番、学校施設整備基本計画につきましては、この後、素案についてご説明をいたします。

２ページ、３番、児童・生徒数増加への対応でございますが、今年度予定していた工事は、記載のとおり、全て完了いたしました。

４番、安心・安全かつ適切な教育環境の確保でございますが、ブロック塀につきましては、関前南小学校を除いて、全て、完了しました。関前南小学校につきましては、先日入札があり、業者が決まったところです。

体育館の空調機設置につきましては、今年度中、全校設置に向けて、現在、進めております。

５番、新学校給食桜堤調理場につきましては、先ほどご報告した実施設計を踏まえまして、工事の入札を行い、無事、業者が決まりましたので、これも後ほどご説明いたします。

○秋山指導課長 続いて、指導課でございます。

初めに、３ページの学力及び体力向上に向けた取組です。

取組状況については、記載のとおりでございます。

今後、授業改善推進プランに基づいた授業改善、それから、各学校における体力向上の取組の推進、市講師や学習指導員の効果的な活用などを進めていくことが課題であると考えます。

次に、道徳教育といじめ等の未然防止に向けた取組です。

取組状況は、記載のとおりです。

経過と課題ですが、道徳については、「考え議論する道徳」となるよう、授業改善を図らなければならないという、教員の意識は向上してきていますので、各学校において道徳教育推進教師を中心に、組織的に授業改善を進めていくことが、引き続き課題です。

いじめの防止については、11月はふれあい月間でしたので、実施したアンケート調査等を活用して、早期発見・早期解決に、引き続き、努めてまいります。

次に、4ページの、ICTを活用した教育の推進です。

まず、取組状況は、記載のとおりです。

課題といたしましては、引き続きとなりますが、児童・生徒がタブレットパソコンを操作する機会を増やしていくことだと考えております。

次に、教育推進室による、学校教育の支援です。

教育アドバイザーによる学校支援、地域コーディネーターの活躍、教育情報の発信の3つにかかわる取組状況は、記載のとおりです。

今後とも、若手教員や臨時的任用教員などに対し、教育アドバイザーによる授業観察や指導・助言を計画的に行い、授業力の向上を図ってまいります。

また、地域コーディネーター間の情報共有を一層進め、活動の活性化を図るとともに、「地域と学校の協働通信」第3号を発行し、学校教育への協力者を増やすよう努めてまいります。

5ページの、教員の多忙化解消と健康増進に向けた取組です。

取組状況については、記載のとおりです。

今後とも、毎月末、在校時間を確認し、必要に応じて当該校長に指導をしてまいります。特に、いわゆる、時間外在校時間が100時間を超える教員については、12月分から産業医との面談をするようにいたします。

また、全中学校への部活指導員の配置に向けた準備を進めてまいります。

最後に、新学習指導要領の全面実施に向けた対応と武蔵野市民科の試行です。

まず、小学校英語についてですが、小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導を106回行うとともに、指導主事と英語アドバイザーによる研修を、全校で実施いたしました。今後は、1月24日に開催する教育課題研究開発校の発表内容の充実を目指してまいります。

次に、プログラミング教育についてですが、11月22日に、井之頭小学校において研究報告会を開催し、120名を超える方々にご参加いただきました。今後は各学校でその研

究内容を共有し、来年度に向けて準備を進めてまいります。

武蔵野市民科については、9月に検討委員会を開催し、試行授業についての意見交換や、各学校のカリキュラム案についての情報交換を行いましたので、次回の検討委員会では小中連携の視点から各学校の計画案について協議を行い、単元計画のさらなる改善を図ってまいります。

また、12月17日に次年度の教育課程説明会を予定しております。新学習指導要領の全面実施に向け、各学校において着実に準備を進めるとともに、働き方改革の視点から授業時数等について改めて精査するよう、重ねて指導してまいります。

以上でございます。

○牛込教育支援課長 続きます、教育支援課です。

6ページ、12番、特別支援教育の推進につきましては、①番、中学校の特別支援教室については、保護者説明会、ガイドラインの改定作業を行いました。今後、各校を訪問しての説明を行います。

②番、小学校の特別支援教室については、児童数増加に対応するため、新拠点校を千川小学校とすることを決定し、周知文書を配布いたしました。また、今後は12月に関係する保護者を対象とした説明会を行います。

③番、インクルーシブ教育システムの調査研究ということで、10月に映画「みんなの学校」のモデルとなった大阪市立大空小学校を訪問し、サポーター体験を行ってきました。今後は、また、この体験も踏まえて、交流及び共同学習の推進のための支援員の配置について検討を進めてまいります。

13番、不登校対策の総合的推進。①番、10月1日に「不登校を考える保護者の集い」を新規で開催いたしました。今後、参加者の声なども踏まえて、来年度に向けた展開を考えてまいります。

②番は、不登校児童・生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会で、新しい学び場についての議論を行いました。今後、第5回の委員会を開催して、報告をまとめてまいりたいと思います。

③番、給食・食育振興財団と連携し、チャレンジルームで食育の行事として給食の提供を行いました。また、これを踏まえて、これについても来年度の展開を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○長坂生涯学習スポーツ課長 生涯学習スポーツ課です。

14の第二期生涯学習計画（仮称）の策定です。状況・成果でございますが、記載の日時で策定委員会を実施し、計画の中間まとめを作成し、12月8日から31日まで、パブリックコメントを実施しております。また、12月15日にパブリックコメント及び生涯学習計画の周知イベントを、キン・シオタニ氏をお招きして、アトレ吉祥寺ゆらぎの広場で実施いたします。

15の多様な事業主体の活動支援と連携の促進でございます。状況については、記載のとおりとなっております。

共同講演会ですが、10月3日に、西尾勝自由大学学長に、「市民参加の武蔵野方式事始め」と題して、基調講演を行っていただきました。参加者は200名でした。

9ページをお願いします。11月3日に体育館メインアリーナにてサイエンスフェスタを実施し、1,623名の方にご参加いただきました。この中では、サイエンスクラブの受講生が当日は先生となり、初めは緊張しておりましたが、回を重ねるごとに、自信を持って教える姿が見られました。

成果と課題ですが、各事業につきまして、申込者が定員数を大幅に超えているものもございしますが、調整が可能な事業につきましては調整を行い、参加者数を増やし、受け入れているところでございます。

14番、誰もがスポーツを楽しめる環境の整備の状況をお願いいたします。地域スポーツ、障害者スポーツにつきましては、記載のとおり実施いたしました。

10月14日、市民体育祭総合開会式兼市民スポーツフェスティバル開会式には、教育委員の皆さんにご出席いただきました。当日は、あいにくの雨でしたが、大変多くの方に参加いただきました。

総合体育館等老朽化調査ですが、関係課と打ち合わせを行い、外壁タイルの打診調査などを実施いたしました。

オリ・パラ等、国際大会に向けた取組の推進でございますが、陸上競技場において、元オーストラリア代表クラシックワラビーズ対元日本代表クラシックジャパンの親善試合、日本代表戦のパブリックビューイングなどを行って、計5,500の方が来場いたしました。

また、10月20日、総合体育館メインアリーナにおいて日本代表戦のパブリックビューイングを行い、計1,117の方が来場されました。

成果と課題ですが、障害者スポーツにつきましては、現在、作業所の方を中心にご参加いただいておりますが、今後は、就労中の肢体不自由の方へのアプローチや、市民の方に障害者スポーツの理解促進、普及啓発を行っていく必要があると考えております。

私からは以上です。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 ふるさと歴史館でございます。

市天然記念物の成蹊学園のケヤキにつきましては、落木・倒木等の危険がございますので、成蹊学園と協力しながら、対応を進めてまいっております。

また、旧関前村名主役宅につきましては、今年も台風が直撃いたしました。その前の年の文化財専門部署による補修によりまして、今年は何問題もないということも分かりました。今後も調査を続けてまいりたいと思います。

同じ、関前村名主役宅でございます民俗資料についても、現在、学芸員を中心に調査を行っております。

また、公文書につきましては、令和2年3月をめどに、収蔵庫内の文書の選別を終える予定でございます。現在、その整備を行っているところでございます。

また、中島飛行機関連資料におきましては、現在、「アメリカから見た中島飛行機」という展覧会を開催しております。また、アメリカ国立公文書館内において我が国海軍関係の資料を発見しまして、それを収集しております。

以上です。

○鎌田図書館長 続きまして、図書館でございます。

18番、中央図書館の最適な運営体制の検討は、他市の状況、分館の運営状況について、運営委員会を中心に、引き続き、検討を行っております。図書館員の専門性確保という点も踏まえ、部内の議論を進めているところでございます。

続きまして、19番、子ども読書活動推進計画の改定でございます。11月に、小中学校に読書調査をお願いし、現在、集計を行っているところでございます。来年3月に第1回委員会を開催するスケジュールで準備を進めているところでございます。

続きまして、20番、利用対象者の状況・特性等に応じた図書館サービスの充実でございます。図書館情報システム更新の準備のため、情報の提供依頼を行い、システムの仕様、無線Wi-Fi・タブレット端末運用などの検討を行いました。

また、中央図書館3階に武蔵野市について調べる資料の展示を開始し、少しずつ利用者に浸透してきているところでございます。

続きまして、21番、市民サービス水準確保の検討でございます。多摩各市と近隣区の状況を参考に、検討を行っております。

貸出冊数や予約冊数などに一定の差異を設けている自治体も幾つかございましたので、本市において効果的な手法について、さらに検討してまいります。

続きまして、22番、蔵書方針の見直しでございます。本市の蔵書構成について調査をお願いしております。次回、運営委員会で報告をいただける予定ですので、この結果も参考に方針の検討を進めてまいります。

また、ふるさと歴史館と、それぞれの資料収集の状況について情報共有を行いました。今後はふるさと歴史館の事業と連携した図書展示を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 細かいことですが、前、清水委員から○番号で対応して書くといいですね、という話があったので、指導課と教育支援課、それから図書館はきちんとやっていて良かったなと思います。ほかの部署もぜひ対応して、＜状況説明＞と＜成果と課題＞というのに対応した番号づけを、ぜひぜひ、していただけると、分かりやすくなるかと思えます。番号づけの工夫をする必要があると思うので、どのようにしていくかを相談して、検討してください。

9ページのサイエンスフェスタの説明が少ししか書いてないので、サイエンスフェスタ来場者と日にちだけでは、さびしいと思いました。例えば参加団体の数とか、その辺も書いておくといいですね、記録として。そうすると、だんだん増えていくのかとか、そういう検討もできるかと思えますので、ぜひ、お願いします。

11ページのふるさと歴史館の⑤ですが、新しい資料というのが分かったということなのですが、これはどのくらいあるのか、あったのか、とかですね。それをここに書く必要はないんですけど、もし分かったら、量的な情報があったら教えていただけるといいと思いました。

13ページの図書館の蔵書方針の状況説明で、ふるさと歴史館との2回目の打ち合わせのところは②ですね。なので、番号を入れておいていただけるといいと思いました。

以上です。

○竹内教育長 教育部長。

○福島教育部長 申しわけありません。対応する番号につきましてはなかなか難しい面がございます。各課によってやり方が違ってしまっているのですが、書き方については今後、統一したルールを設けたいと思いますので、申しわけなかったです。

○渡邊委員 ぜひ、お願いします。

○竹内教育長 ふるさと歴史館館長。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 分量はちょっと申し上げるのは難しいんですけど、実際に見つかったものというのは、硫黄島から海軍の飛行機で中島飛行機を爆撃したという資料が見つかりまして、その資料を見つけたということと、それから、今、映像資料で展示している資料も前編があることが分かりまして、その後編だけが映像資料の。映像資料の前編が加わるという、その2つの資料を集めたということでございます。

○渡邊委員 中島飛行機はその当時、世界最大の飛行機工場だったので、向こうからの見方というのは非常に興味あるところです。まだ展示には伺っていないので、ぜひ伺おうと思っています。よろしくお願いします。

○竹内教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（2）令和元年第4回市議会提出補正予算について、説明をお願いいたします。

○渡邊教育企画課長 資料をご覧ください。

今回、市議会のほうには歳出予算の補正増と、来年度の債務負担行為の補正増をお願いしております。

案件は、本宿小学校の職員室ヒートポンプ、空調でございますけども、それに関する工事でございます。これまでですと、こういった工事は夏休みに行っておりました。そうしますと、夏休み工事が集中しておりまして、営繕部門が大変ということもございますので、それを前倒しできるものは前倒しして、工事の平準化を図っていきたくと思います。実際の工事は、来年3月から6月、2か年にまたがってまいりますので、一部を債務負担行為として要求しております。支出の合計は、505万3,000円を予定しております。

以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（3）新学校給食桜堤調理場（仮称）新築工事請負契約関連4議案の提出についてです。説明をお願いします。

○渡邊教育企画課長 以前ご報告しました実施設計に基づきまして、入札を行いました。契約としては4つに分かれております。新築工事をメインとしまして、電気設備、機械設備、厨房設備でございますけども、記載のとおり、事業者が決定いたしました。契約金額も合計で予算内におさまっております。

今後のスケジュールでございますけども、当初見込んでいるスケジュールどおりに進んでおります。来年1月から3月にかけて工事の準備をし、工事説明会を開いていきたいと思っております。着工は、当初の予定どおり、3月でございます。完成、稼働につきましては、再来年、令和3年でございますけども、まず、6月に調理場の本体を完成させ、2学期から給食の提供を開始したいと思っております。

図面等につきましては、実施設計からの抜粋になりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。
渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 2点ほどお願いします。

市議会にはこれから出されるのですか。

○渡邊教育企画課長 提出しております。

○渡邊委員 もう出していて、了承は得られたんですか。

○福島教育部長 いや、まだ、これからです。

○渡邊委員 これからですね。ということと、この完了検査の前、2学期から給食提供という形になっていますが、それは大丈夫なのでしょうか。

○渡邊教育企画課長 2学期稼働後、残る工事としましては、現在の調理場の解体工事と外構です、それに関するものですので、本体へ影響はないので、2学期から稼働させていきたいと思っております。

○渡邊委員 当然、その手前の段階で検査はするわけですね。

○渡邊教育企画課長 はい。

○渡邊委員 その辺のことも、この日程に書いておくと安心であると思いました。

○竹内教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（４）学校施設整備基本計画素案についてです。説明をお願いします。

○渡邊教育企画課長 学校施設整備基本計画素案について、ご説明いたします。

まず、A4一枚の概要をご覧ください。

この計画は、来年度から令和25年度まで、24年間の計画になります。

策定は、平成27年6月から始めました。途中、平成29年2月に中間まとめを公表し、その後、今年の6月に策定委員会を再開し、残る論点を中心にご議論いただきました。このたび、素案としてまとめていただきましたので、ご報告をするものです。素案の中身につきましては、後ほど、ご説明いたします。

本日のご報告の後、今月13日から27日まで、パブリックコメントを実施します。あわせて、説明会、関係団体ヒアリングを実施します。ここに記載しているほかにも関連する団体への説明をし、ご意見を募ってまいりたいと思います。

今後でございますけれども、パブリックコメント実施後、意見を集約し、年明けの第6回策定委員会でご議論いただき、第7回策定委員会で計画を取りまとめていただく予定です。その後、この報告を受け、教育委員会では、2月の定例会で協議事項としてお諮りし、3月定例会で、議案として議決をいただく予定です。

それでは、冊子のほうをご覧ください。

まず、目次でございますけれども、1章から6章までの6本立てになっております。そのうち、第4章が、いわゆる、標準仕様に関する話、第5章が改築順に関する話でございます。

それでは、章ごとにいきたいと思えます。

1 ページ、第1章、1番が計画策定の背景・目的。

2番、計画の位置づけでございますけれども、次の2ページの図表1をご覧ください。市の上位計画に対する個別計画としての位置づけのほかに、文部科学省のインフラ長寿命化計画に対する個別計画でもあります。

3 ページ、4番、計画の期間でございますけれども、8年ごとに改定をしていきたいと

思います。それは長期計画の策定期間に合わせてでございます。

それから、第2章、4ページ以降になります。ここでは5ページをご覧ください。年表を書かせていただきましたけども、昭和30～50年代に、校舎、体育館の非木造化、いわゆる、鉄筋化が行われました。それから大体60年経過しているということで、改築期を迎えているわけでございます。

6ページからは、現状と課題でございます。ここでは、まず、図表の6をご覧ください。築年数で分類しておりますが、築後45年以上は44%と33%、合計、77%になります。この45年でございますけども、文部科学省の長寿命化改修の手引では、長寿命化改修を行う時期の目安は、築後45年程度までとされておりますので、既にこれを超えているということになります。いよいよ本当に改築期を迎えているということです。

それから、7ページから8ページ、(4)標準的な施設整備水準の確保でございます。これも本市の大きな課題でございます。従来 of 施設は、市としての標準的な基準がない状態で整備を行ってまいりましたので、例えば、普通教室の広さがバラバラであったり、さまざまな諸室の位置関係もバラバラです。こういったものは、現状の建物の位置関係であったり、階層、構造のままでは基本的に解決はできません。公立学校としても教育環境を公平に整えていく必要がございますので、考え方を整理していく必要がございます。

(5) 新たな教育的ニーズでございますけども、学習指導要領への対応が大きな部分であると思います。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、言いかえると、学習スタイルの多様化もあると思いますけども、それに対して施設としてどうこたえていくのかというのが(5)でございます。

それから、(7)建築上の制約条件も本市の大きな課題です。高さ制限、日影規制など、今の学校が建築された後にできた規制がございます。こういったものを踏まえると、今と同じ規模、同じ配置では改築ができない場合がございます。こういった課題もありますので、改築に当たっては様々な施設を効率的・効果的に配置するため、1つの学校で建築年が異なる施設がある場合は、校舎棟の更新時に合わせて同時にやっていく必要がございます。

建築上の制約条件は、10ページ、11ページでございます。10ページで押さえていただきたいのは、高さ制限の欄です。ページの境目でございますけども、12メートルのところです。半数が12メートルとなっておりますが、この数字は特定行政庁の認定が必要で

す。もともとは10メートルで、学校としては2階までしか建てられませんので、この認定を得ていく必要がございます。

それとの関連で、11ページ、左から3点目、想定階数でございますけども、地上につきましては、3階、4階とするほか、地下1階、地下活用も見込まないと学校改築としては成り立たない状況でございます。

そこまでやった上で、面積上の余裕がどこまであるのかというのが計算上の余裕面積のところでございます。特に押さえていただきたいのは、計算上の余裕面積の右側、建築面積でございます。敷地から建物や校庭の面積を差し引いて、どれだけ残るか。特に、五小、井之頭小が3桁で、ほとんど余裕がない状況です。こういったところでは仮設校舎の設置も現実的には非常に困難だろう。それへの対応も考えなければいけません。六中につきましては、マイナスになっておりますので、ここは抜本的な対応を考えなければいけません。

それから、12ページ、(8)でございます。ここは、簡単に言いますと、今あります公共施設等総合管理計画に基づいてやっていきます、ということが書かれております、現状では。

特に見ていただきたいのは、第2段落です。なぜ、築後60年で学校施設を更新していくのかという基本的なベースが書かれております。第2段落の3行目までは、鉄筋コンクリート造の、いわゆる、物理的な寿命について書かれております。それが60年ぐらいだろう。大切なのは4行目です。「及び施設の機能的限界も勘案し」、物理的な寿命と施設の機能的限界も勘案した上で、60年で改築していこうということです。この「機能的限界」という概念はとても大切な部分ですので、後ほど、ご説明いたします。

以上が、現状と課題です。これからの話は、次の13ページ、第3章です。

まず、1番でございますけども、これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性、先ほどご報告した、第三期学校教育計画の基本理念も、ここに加えております。

施設面として、特に押さえておかなければいけないのは、やはり(1)の部分だと思います。学びの多様化に対して、施設面として、どういうふうにこたえていくのか。

それから、(4)も、今までも大切でしたけども、これからますます大切になってきます。保護者であったり、地域の方々、それから、学校を支援する人材も多くなってきますので、それを施設面でどういうふうに受けとめるのかというのも、大きな課題で

す。

14ページ、2番、学校施設整備に向けた考え方でございます。ここは項目が評価に多く、それ以降、載っております。19ページまでございますけれども、2番の構造を見ますと、(1)、(2)、(3)は将来の施設像を示しております。その上で整備のあり方を示したのが(4)といった構造になっております。

ここでも、やはり、押さえていただきたいのは2の(1)だと思います。特にアとイです。多様な学習形態を可能とする教室、教室回りでございます。一斉指導による学習以外に、チームティーチングなど、さまざまな学び方がございますので、教室のほうも、ある程度余裕が必要なんだろうと思います。

それから、イでございます。ラーニング・コモンズという新しい概念を打ち出しておりますけれども、これは従来の学校図書室、それから、パソコン教室、多目的室が担ってきた機能、これを今後は別々ではなくて、できるだけ一体的に発揮できるように配置しようというものです。

15ページ下に(2)安全でゆとりのある施設がございます。これは文部科学省の施設整備指針の総則をベースにしておりますが、武蔵野市として特に書き加えた部分がございます。まずアの3行目でございますけれども「同時に、教職員もゆとりを持って活動できるよう」という1文を加えました。学校に一番時間としていらっしゃるのは先生だと思いますし、その方がゆとりを持って活動できるようにということで、後ほど職員室の話にもここはつながってまいります。

それからページをめくっていただきまして16ページの第2段落につきましても、本市の特徴として厚目に書かせていただきました。機械警備設備や防犯カメラのほかに、門扉の電子錠や諸室間の連絡が容易となるような内線電話網、こういったものも標準装備していければと考えております。

17ページの(3)でございます。ア、イ、ウ、エ、オとありますけれども、特に押さえていただきたいのは、まずウです。避難所としての学校の位置づけでございます。場合によっては炊き出しもしなければいけませんので、それを踏まえていこうということ。エにつきましても、他の公共施設の複合化についての考え方を書いております。学校施設の複合化は個別個別の学校、そのときそのとき検討していく、いわゆる個別解の話になってまいりますので、ここでは基本的な考え方だけをまとめております。基本は個別の学校ごとに検討を行う。その際に当たっては、学校本来の目的、質の高い学校教育の

実施という目的を見失わずに、その上で学校教育との親和性、教育効果の観点から、そういったものがあるならば多機能化も考えていこうと。ただ、するにしても学校と管理運営を完全に分けなければいけないだろうと思います。今、ここが分けられていないので、特に管理職への負担が大きいのかなと思います。

以上（３）までが将来の施設像についてで、18ページの（４）がその整備の仕方でございます。先ほどの学校施設の機能的限界の話もここに絡んできます。時代の変化に合わせていく機能的更新は、長寿命化改修を繰り返していただくだけでは、いずれ困難になってまいります。

その例は19ページ図表13に書かせていただきましたが、例えば柱や構造的の位置が変えられませんので、ニーズに応じた諸室の変更ができない。それがゆえ、非効率な配置も是正ができない。さらに言えば、管理区分も明確に分けることができないといった課題がございます。さらに一番下、法適合の既存不適格の改善でございますけれども、一番難しいのは日影規制だと思います。位置関係を変えない限りはできません。

こういった機能的更新は長寿命化改修だけではいずれ限界を迎えます。そういった面もあって、どこかの段階で改築に踏み切らなければいけない。その際には建物の物理的寿命をベースにして60年を目安にして考えていこうということでございます。

もう一つ押さえなければいけないのはコストの話でございます。60年で改築するという話も実を言うと長寿命化なんです。文部科学省が従来型の改築とっているのは四十数年で改築するパターンです。それと比べて長寿命化をしていきたいと思いますというのが国の方針ですので、武蔵野はそれに沿って60年まで改築していく。ただ、さらに80年とかそこに向かって長寿命化するのはやめましょうという話です。コストについて言いますと、80年まで長寿命化しても60年で改築しても、長期的に見ますとほとんど差はございません。長寿命化改修をやるというのはコストからいいますと、本質的にいいますと、改築という大きな負担を目先の負担を先に延ばすだけです。長期間で見ますと、基本的に負担としては変わりません。追加で長寿命化改修するコストの大小によりますけれども、場合によっては改築60年でやったほうが安くなる場合もございます。ですので、費用はほとんど変わらない。その中で教育環境をどっちがいいかと考えれば、60年で改築をしていくほうだろうということを書いております。

もう一つ、18ページの一番下の段落でございますけれども、改築だけではなく、それまでの間もしっかりと手を入れていきたいということを書いております。

続きまして20ページからが、いわゆる標準的仕様、標準仕様に関する話です。一番大切な普通教室の規模でございますけれども、記載のとおり小学生68、中学校76、現状は点線に書いているところです。小学校60、中学校64㎡ですので広がってまいります。その根拠は図表14の図です。机の基準も新J I S基準というものがありますし、それに基づいて、かつ机の間の距離も大人の先生がしっかりと歩けるような幅を設定いたしました。今これ、黒板に向かって一方向だけの配置でございますけれども、これをさらにグループ学習で机を移動させたらどうかとか、そういったシミュレーションもしました。そうしますと、この点線の枠ではぎりぎりになるということが分かりましたので、ある程度面積に余裕を持たせることにいたしました。

(3)は諸室面積基準です。真ん中にコマ数/室というところがありますけれども、見方としましては、例えば理科室1室は普通教室2コマ分という意味でございます。普通教室を基準としてさまざまな諸室の大きさを示しています。ただ学校によっては、例えば大規模校につきましては、第1、第2理科室があるように、学級数に応じて部屋の室数は変えていかないとはいけません、それについては個々の学校の話になりますのでこの表には書いていません。ちなみに先ほどのラーニング・コモンズでございますけれども、3つの機能をあわせ持ちますので、それぞれコマ数を書いております。学校図書館については学級数に応じた規模でございます。これをどこか1カ所にするのか、あるいは大規模校についてはフロアごとに分けることもありますけれども、ここについては機能をいかに連携させるかというのがラーニング・コモンズの肝になってまいります。

特徴の2つ目としましては職員室でございます。他の自治体の表と比べましても、ここをしっかりと書いているのは武蔵野の特徴になると思います。1席当たり5㎡前後で、常勤の教職員以外にも非常勤のさまざまな支援していただく人材も活躍いただいておりますので、その方の席数もしっかりとカウントしていきたいと思っております。

それから表の下です。地域子ども館についても、武蔵野の特徴でございますので、書かせていただきました。

校舎以外につきましては記載のとおりでございます。こういった基準を満たしていきたいと思っております。

22ページからは、さらに細かい情報です。施設の配置と整備方針。この表は設計者にさまざまなプランを考えていく際をお願いしたいことをまとめたものでございます。22ページが共通事項でございますけれども、特に標準的な仕様・コストの部分です。3点

目でございますけれども、整備水準、面積だけじゃなくて、その建物の材料のグレードでございますけれども、東京都の基本方針、予算単価に沿っていきたいと思います。言いかえると、面積も単価も公共施設としてはオーソドックスなレベルにしたいと考えております。

23ページ以降は個別事項の表になりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

27ページ、管理区分の表でございます。図表15の一番上、学校管理、地域子ども館管理、生涯学習担当管理、3つに分けるという点がポイントです。今はこれ、どちらかという学校管理の部分がほとんどだと思っております。それが先生の負担につながっておりますので、ゾーニングから分けて先生の負担を軽くしたいなと思っております。

以上が標準仕様に関する話です。

28ページから第5章、いわゆる改築順の話です。

まず1番（1）改築順序の基本的な考え方です。大事な部分ですので読み上げていきます。施設の建築年数を基本に必要なに応じ施設の劣化状況なども総合的に考慮し、改築順序を決定します。次の（2）劣化状況調査結果をもとにグループ分けを行います。同年度に施工するのは2校まで。計画・設計も含め4校程度までとします。この基本的な考え方の中に入っている劣化状況調査結果でございますけれども、相当幅広にやりましたので28から29。もとのデータは次の30から32ページまでございます。

まず、調査の仕方でございますが、ベースは文部科学省の解説書です。これに本市独自の情報も加えました。旧耐震基準の建物につきましては、過去に行った耐震診断結果がございますので、それをベースにしました。一部現時点の数字に時点修正をしております。あわせて鉄筋腐食状況調査、鉄骨造健全度調査も実施しました。新耐震基準の建物は建築基準法における検査済証、合格証を得ておりますので、改めての調査は不要といたしましたが、この検査済証が確認できなかった建物が幾つかございましたので調査を行い、健全であることを確認いたしました。

その結果は数字につきましては30ページ以降でございますが、エッセンスは28、29でございます。28ページをご覧ください。ア、構造躯体でございます。構造躯体というのは建物を建てる時に、まず柱、梁を渡しますけれども、これを組んだだけの状態で揺れに対して強いのかどうか、そういったものを見た部分でございます。それがまず耐震性能でございます。全体の話です。構造の部分になる材料につきましては（イ）と（ウ）でございます。（イ）コンクリートの圧縮強度、（ウ）コンクリートの中性化の

深さでございます。材料につきまして（イ）、（ウ）2つに分けた理由でございますけれども、鉄筋コンクリート造でございますので、材料はコンクリートと鉄筋からになります。コンクリートのかたさを（1）のほうで見、鉄筋につきましては（ウ）、鉄筋は今、コンクリートで囲われていますので直接見ることはできませんので、鉄筋を保護しているコンクリート、これはアルカリ性で保護しているんですけども、そのアルカリ度合いで判断することにいたしました。専門的な用語でこのアルカリ度合い、経年変化でアルカリ性が失われることを中性化と呼んでおりますので、中性化の深さで確認しました。コンクリートのとなっておりますけれども、本質は鉄筋の話になります。（エ）は鉄骨造の建物の劣化状況でございます。これは体育館でございます。

調査結果でございますけれども、ア、耐震性能は問題なしです。イ、圧縮強度につきましては、長寿命化改修に適さないレベルがございます。言いかえれば、改築を考えたほうが良いレベルというのは $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以下とされておりますけれども、それについては1棟を除いてありませんでした。この1棟は第一小学校体育館でございますが、当時の専門家の耐震診断、それから専門的な第三者機関の評定もそれぞれいただいておりますが、そこでは問題なしとされました。そのこともあり、改築ではなく耐震補強をし、耐震性能をしっかりと確保している状況です。以上から圧縮強度については、基本的には問題はなしですが、念のため設計段階の強度と比較いたしました。ここからが本市独自の分析になります。その結果ですが、設計段階の強度と比べてある程度開きがあるものがありました。どのぐらいの開きを改築順に考慮しようかというところですけども、耐震改修の設計指針というものがございます。全国基準です。その中で設計基準強度と比べて75%未満の場合は、その影響を適切に考える必要があるという文言がございましたので、それに準じる形で改築順序についても念のため考慮させていただきたいと思っております。

ウについては問題がなしです。中性化がコンクリートの厚さに達している部分はございましたけれども、実際にコンクリートをはがして鉄筋の状態を見たところ、施工後の腐食は見られませんでした。

鉄骨造の建物の劣化状況、エについても問題なしです。

イ、構造躯体というのは、柱、梁だけでは雨風が防げませんので、屋根、外壁、設備等を入れて最終的な施設になります。その屋根、外壁等が構造躯体以外でございます。これにつきましても、文部科学省の解説書ベースで点検をしまして、結果としましては

Dランク、早急に対応する必要があるに該当する劣化は確認されませんでした。

以上をまとめますと、改築順で考慮すべき要素があったのは（１）でございます。それも念のためというレベルでございます。このように情報を整理させていただいた上で、相当幅広に整理させていただいた上でほとんど良好だったのは、保全工事をしっかりと積み重ねてきた結果だと思えます。

具体的な改築順序は33ページでございます。基本的な考え方に沿ってグループ分けをします。まず、次の計画改定、8年後、それまでに改築する学校を早期改築校と呼び、このグループを第1グループとします。残りを第2グループとし、次の計画期間中に改築する学校にいたします。改築順序はその改定時に決定いたします。

第1グループに入る学校は築後50年超で8年後の計画改定までに築後60年を迎える学校。60から8を引いて52年以上です。そういった学校と、劣化状況調査結果で改築を検討すべき項目があった学校を対象といたします。前者は第二小学校以下、記載の5校。後者につきましては第2段落記載の3校。合計8校が早期改築校になります。

このようにグループ化した上で、グループ内での順序は築年数、劣化状況だけではなく、個別事情も含めて総合的な観点から定めたいと思えます。この個別事情の中には仮設校舎を共有するという話も入ってまいります。先ほど11ページのところで建築上の制約条件をご説明しましたが、改築をするには面積が非常に厳しい小学校があります。こういった学校ではもともと校庭が狭いところですので、工事車両が動くスペース、それから資材置き場を確保した上で仮設校舎を建てるのは現実には非常に厳しい状況です。しかし、学校の敷地以外で学校が建てられるようなまとまった面積の土地は別がない状況です。そうすると、自校地に仮設校舎が建てられないとなると、仮設自体ができなくなってしまいます。そこで近くで面積に余裕がある中学生を改築する際に、中学校のグラウンド周りの余裕部分などを中心に仮設校舎を設置し、まず中学校の仮設として活用し、その後、面積が非常に厳しい小学校の仮設校舎として使うことで、何とか小学校の改築をできるようにしたいと思えます。

ただ、この点につきましては、策定委員会でもご指摘が幾つかございました。改築する小学校の児童が移動する問題や仮設校舎を設置する中学校側への影響もありますので、仮設校舎を共有するのはせざるを得ない場合、共有しなければ救えない場合とし、さらに中学生のグラウンド周りの状況を踏まえて設置場所を考えていきたいと思えます。

共有する順序も小学校から中学生の順にしますと、小学校5年生、6年生、中学校1

年生、2年生、4年連続で仮設校舎で生活する児童生徒が出てきてしまいますので、これを避け中学生から小学校の順に共有をしていきたいと思いをします。

以上を踏まえて、具体的な年次案は34ページになります。説明がかぶる部分もごさいますが、まず五中、五小、一中は今から5年以内に築後60年を迎える学校、待ったなしの学校です。それから井之頭小、境南小、六中は劣化状況調査結果を踏まえた学校になります。それに続けて二小、二中は計画改定までに築後60年を迎える学校です。このうち間もなく築後60年を迎える学校から着手し、五中と五小のペア、一中と井之頭小のペアは仮設校舎を共有するパターンとしますので連続をさせています。ですので、令和6年度まではこの4校の改築を進めてまいります。そうすると、さらに追加して5校やるのはマンパワーとしては非常に厳しいところですが、5校目を令和7年度からにいたしますと、工事が令和9年度あいてしまいますので、境南小の着手時期は令和6年度といたします。この年は5校やることとなりますけれども、あえてそういたします。その後、六中、二小、二中と続けることで計画改定までに築後60年を迎える学校及び劣化状況調査から改築する学校は改定までに全て着手できることとなります。以上が改築年次案です。

続きまして35ページ、事業費でございます。事業費につきましては第六期長期計画の財政計画、財政シミュレーションの投資的経費から本計画期間中の事業費を抜粋しております。改築費は605億、改修費は119億でございます。ご注意いただきたいのは、なお書きの部分でございますけれども、この数字は今年5月末現在試算したものです。実際の事業費は個別の改築時点でしっかりとプランを書いた上で、さらにかつ最新の単価及びそのときの児童生徒数推計を反映させるため、試算とは一致しません。また、実際の面積は先ほどの諸室面積基準からさらに精査されます。減る部分がございます。さらに仮設校舎の数によっても全体としての数によっても減少する可能性が残っておりますので、そういった留保つきの数字であるということを押さえていただければと思います。

続きまして36ページでございます。整備の進め方でございます。改築の懇談会（仮称）を設置しまして、さまざまなご意見を伺いながら検討を進めてまいります。ステップは基本交渉から5つありますけれども、それぞれの段階で検討していただく事項は記載のとおりです。全体で5年程度を考えております。

39ページ以降は用語集、策定委員会の名簿、経過を掲載させていただきました。

説明は以上になります。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いします。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 詳しい説明、ありがとうございました。

非常に厳しくて困難な条件の中で、よくこれだけの計画をつくってこられたなということで、非常にありがたく思っています。拝見して非常にいいなと思ったところだけ2つ申し上げたいなと思うんですけども、17ページに複合化への対応というのがあって、え、複合化と思ったんですが、こちらではないところで複合化はなかなか難しいというようなのも出てきております。でも、複合化に個別に取り組む、取り組まないというのはあると思うんですけども、そういうことも考えていかなくちゃいけないので、スケルトン・インフィルの設計をします。これはとても良いなと思います。これは複合化ということではなくても、学校がこれから先、10年後、20年後、学校の校舎のあり方についての考え方がまた変わっていくと思うんです。そういうときに柔軟に対応できるということで、これはとてもすばらしいなと思いました。

それからもう一点、実際に現在の校舎にいた身としては、非常に武蔵野の校舎の困ったところというか、ぜひ改善して次につなげてほしいなと思うのが、いわゆる職員室であるとか事務室であるとか、そういったものが2階にある校舎が非常に多いんです。これはセキュリティの面でもそうですし、校庭に子どもたちがいるときに即対応するということにおいては非常にやりにくさを感じていました。それがこの計画の中に盛り込まれているのは非常にすばらしいなと思っていて、これはぜひ実現していただきたいなと思っています。

以上です。

○竹内教育長 ほか、いかがでしょう。

渡邊委員。

○渡邊委員 大変よくまとまっているというのは同じ感想ですけども、多少質問していきたいと思います。

まず、11ページのところで五中だけ地下が0になっていますよね。その辺はなぜかなということがまず1点です。

次に、15ページからまた先ほどと同じなのですが、安全でゆとりのある施設という題名で、安全が第一でしょうということを考えて、ア、イ、ウ、エ、オ、カまである順番の並べ方です。やっぱり先に安全性、例えば健康に配慮したとか、それからエとかオで

すか。そのあたりのほうが先なのかなというふうに思いますので、その辺工夫していただけるといいと思います。

1コマという単位が決まったという20ページからですが、小学校68、中学校76で、小学校は1メートルぐらい広がるのでしょうか。中学校は1.5メートルぐらい増えるということで、非常にゆとりが出てきていいと感じます。

その隣の21ページのラーニング・コモンズのところですが、これはかなり重要なエリアになると思います。自由にいられる場所ということと、それから自学自習ができる場所とか、それから友達同士でいろいろな話し合いができるとか、そういうふうによく使っていける。大学でもこのようなラーニング・コモンズについては、それぞれ工夫しているので、ぜひぜひそこを工夫していただけるといいと思います。ただちょっと気になるのが、ICT学習室なのですが、タブレット化が進むとわざわざこういうICTの部屋をつくる必要があるのかと思いました。将来どのようになるのかが分からないということなので、別の部屋に活用もできるように、その辺のつくりはやっていただけるといいと思います。今、ICTのパソコンの固定のパソコンの部屋って床を上げて下に配線しています。その辺少し工夫しておかないと他の用途に簡単に使いにくいと思いますので、今後具体的な計画立てるときに考慮していただけるといいと思います。

31ページのところですが、この手前で、この網かけの説明は単位がきちんと書いてあるのでそれを見ると分かることは分かるのですが、この表のところにも注で、網かけの意味を説明しておいていただきたいと、思いましたので、お願いいたします。

最後に事業費のことなのですが、東京都や、国からも出る可能性はあるのでしょうか。どのぐらい見込めるのかということは、今のところ全然分からないでしょうが、かなり出る可能性もあるのか。これは今分かる範囲で可能性としてあるのかどうかというあたりを聞かせていただければいいと思います。

以上です。

○竹内教育長 教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 まず11ページです。第五中学生の地下ゼロになっているのは、面積が広いというのに尽きるかと思います。余裕がありますので、あえて地下を掘らなくても済むということです。

それから15ページから16ページにかけてです。順番につきましては、これから説明会とかパブリックコメントの意見も出てくると思いますので、今日いただいた意見も含め

て策定委員会にお返しして、ご議論いただこうかなと思います。

それから21ページ、ICT学習室のところです。ご指摘のとおりで、今のパソコンがずらっと並んでいるような部屋はいずれなくなるんだろうとっておりますので、部屋としては普通教室1コマ分でございますので、非常に柔軟なスペースとしてここは使っていきたいなと思います。

それから30、31、網かけの部分です。意味をしっかりとということで、ご指摘のとおりだと思います。これだけだと不安を与えてしまう可能性もありますので、基本的には大丈夫だということが分かるようにしておきたいと思います。

それから35ページ、国や東京都の補助金等の話でございます。基本は学校を設置する際には、その費用は設置者が負担するというのが学校教育法にも書かれている大原則ですので、基本的には各市町村の財源でやっていくのが大原則ですけれども、国のほうも補助制度は用意しております。そのときそのときで国の予算の獲得状況であったり、基準も補助金ですので動いていく部分がございますので、今の段階でこの費用のうちどれだけ見込めるかというのは基本的には積算はできません。ただ、基本的な仕組みは3分の1補助です、改築の場合は。コンクリートの状況とか改築する前年、前々年の状況で見て点数化して、一定点数のものについて補助が認められるという仕組みですけれども、これもどこまで実際申請してついてくるのかというのは基本的に流動的なところで分からない話です。ですので、自主財源でやるというのが大原則ですので、これまでも学校改築のための基金を積み増してきましたし、市全体では市債、借金を相当減らしてきました。それは今後の借金をしていくことを見据えて余力を蓄えてきたという部分があるかと思っておりますので、それで何とかやっていけるかなと思います。

○竹内教育長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。小出委員、どうぞ。

○小出委員 開放ゾーンにPTAと青少協室を盛り込んでいただいてありがたく思います。

多目的室というのは開放棟と学校と別々に持っている、それとも一緒になるんですか。

○渡邊教育企画課長 まずPTA・青少協室を入れたというのは、他自治体と比べても特徴的な部分だと思います。それから、多目的室につきましては、この表では3カ所出てきます。まずラーニング・コモンズです。学校管理の中での多目的室。それから、その他（学校）のところにも出てきます。学年集会とかしやすいです。さらに、開放ゾーンです。学校管理とは別のゾーンですけれども、多目的室というのを用意しております。

メインは開放、市民の方に使っていただくのがメインですけれども、同じ建物の中ですので、日中は場合によっては児童生徒が使う可能性がありますけれども、基本は開放ゾーンでの利用をここでは考えています。

○小出委員 会議室とか別個で。

○渡邊教育企画課長 そうです。

○竹内教育長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に報告事項（５）第二期武蔵野市生涯学習計画（仮称）中間まとめについての結果についてです。説明をお願いします。

○長坂生涯学習スポーツ課長 第二期武蔵野市生涯学習計画（仮称）中間まとめについてご説明いたします。

現在の生涯学習計画は平成22年度から31年度の計画期間であるため、有識者、社会教育委員、公募市民などで構成する策定委員会において、これまで8回の会議を重ね、このたび第二期武蔵野市生涯学習計画（仮称）中間まとめを策定してパブリックコメントを実施いたします。

計画期間は令和2年度から令和11年度にかけ10年間のうち、生涯学習事業のマスタープランとして今後10年の生涯学習事業の方向性を示しています。

概要版で説明させていただきます。概要版をご覧ください。本計画は3章構成で巻末には公共施設等総合管理計画の類型別計画である生涯学習施設整備計画を掲載しておりますが、概要版で類型別計画は割愛しております。

第1章は基本的事項として、生涯学習とは、生涯学習の重要性、計画が取り扱う生涯学習の範囲、計画期間などを記載しております。生涯学習の重要性では、人が学ぶ理由はさまざまであるが、共通して学ぶ人の人生を豊かにするためというものが大前提であるということや、学ぶ人の人生が豊かになれば、ひいては社会の豊かさにもつながっていく。社会の豊かさは人が学ぶための基盤を整備することにつながっている。各個人が学びやすくなり、学ぶ人の人生を豊かにし、それがまた社会の豊かさにつながっていることを期待しております。

第2章では武蔵野市の生涯学習の現状と特色・課題を整理しております、現状と特色・課題を10項目に整理しております、市民の学びの意欲が高いこと、多様な事業主体と連携ができる環境があること、学ぶに当たり配慮が必要な人がいること、「人生

100年時代」に対応した学びが求められていること、社会環境の変化の中を豊かに生きていくための学びが求められていることなどがございます。

第3章では第2章の現状と特色・課題を受け、基本理念・基本方針をまとめております。基本理念は「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」としております。「学びおくり」とは、学んだことを他者、コミュニティ、地域、社会あるいは次の世代へ「おくる」という意味の本計画の造語です。市民が自分の人生の豊かさのために学び、さらに学びおくりあうことを通じて自分たちの住むまちを自分たちでよりよくしていこうとするまちの姿を理想像をするという基本理念として「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」を掲げました。

基本方針は4つありまして、基本方針1は多様なライフステージやライフスタイル等を考慮しながら、それぞれに合った学びをサポートする、「学びをえらぶ・はじめる」の支援。基本方針2は学んだことを自分のさらなる学びに広げること、学びを他者と共有すること、学びをツールとして他者とのコミュニケーションにつなげる、「学びをひろげる・つなげる」の支援。基本方針3は他者や未来の世代へ学びをおくることによって、市民自らが地域課題を見据え、自分の住むまちをよりよくしていくことができる仕組みを整える、「学びをおくる」の支援。基本方針4は生涯学習に関する施設の整備、実施体制の推進や情報提供の充実、多様な主体との連携の推進など、「学びの土台」の整備としております。

基本方針1、2、3は学びの段階に着目し、学びおくりにつながっていくイメージで、基本方針4は基本方針1、2、3の市民の主体的な学びを支える学びの土台として実施体制等について記載しております。

各基本方針の下にある施策の方向性は記載のとおりとなっております。基本方針1の施策の方向性の主なものは、市民ニーズや社会の要請に応じたテーマ設定、学びのきっかけづくり・学びの障壁の除去。基本方針2の施策の方向性の主なものは、学びを深めるための機会の提供、生涯学習に関する団体活動の支援。基本方針3の施策の方向性は、学びの成果の他者や次世代への継承、市民活動と生涯学習分野の連携。基本方針4の方向性の主なものは、施設の整備、多様な主体との連携などとしております。なお、黒ダイヤは主な内容となっております。

中間のまとめの説明は以上となります。なお12月8日から31日までパブリックコメントを募集し、12月15日にはアトレ吉祥寺地下1階ゆらぎの広場でパブリックコメント及

び生涯学習計画の周知イベントを実施いたします。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員

まず非常によくまとまっているということを感じました。細かい話になるかもしれませんが、まず6ページの、図表の2-2、これよくまとめていただいたと思いました。多分これに入らないのもあったかもしれませんが、非常に参考になると思います。

10ページなのですが、ほかの計画の内容にSDGsは余り入っていなかったのですが、入っていて非常にうれしいと思います。3行に17のゴールと書いてあるけれども、正しくは国際目標です。それから、169のターゲットの後ろに、232の指標という内容があります。それも加えて、17の国際目標、それから169のターゲット及び232の指標から構成されていますというふうにしていただけるといいと思いました。

22ページ、先ほど概要にも出ていたのですが、この図は前の図を使っていただいて、非常に感動したのは③「学びをおくる」という概念をきっちり優しい言葉で入れていただいたのが良かったと思います。前計画は中途半端でいろいろな解釈ができて申しわけなかったのですが、良い言葉を見つけていただいて、分かりやすく説明されていると思います。

それから47ページ、これは細かい話なのですが、ICT、AIとかSDGs、全部英語が書いてあるんだけど、IoTが書いていないので、IoTの英語、最後の47ページの用語集の一番初めのところに加えていただけると。

以上です。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 用語集のところですが、IoTの表記を追記させていただきます。

○竹内教育長 教育部長。

○福島教育部長 SDGsは持続可能な開発目標という名前の国際目標ということでよろしいですか。10ページで記載をしているとおりになんです。

○山本委員 ゴールという言葉。

○福島教育部長 持続可能な開発目標は27年9月に国連サミットで採択された国際目標で

というふうに記述をさせていただいているんですが。

○渡邊委員 そういうふうには書いてはいるんですけども、参考資料をお願いします。

○山本委員 ゴールという言葉じゃないんですか。

○渡邊委員 外務省の資料なのですが、そこに17の国際目標と明示されています。なので、それを採用してはどうでしょうか。

○福島教育部長 持続可能な開発目標。

○渡邊委員 もともとそうなんですけれども、開発目標なのですが、1ページめくっていただくと、次のページの初めのところに、採択されて誰一人取り残さない持続可能、多様性、包括性のある社会の実現のため、2030年を上限とする17の国際目標と書いてあります。なので、外務省の説明がいいのかなと思いました。

○福島教育部長 そうすると、ここはSDGs自体は外務省も持続可能な開発目標なんですよね。ですので、国連サミットで採択された17の国際目標でというような記述にすればいいということですね。

○渡邊委員 これ参考にしていただいて、たまたま別の目的で調べていたので、資料を持って参りました。国で示している内容なので、できるだけそれに忠実に書いておいたほうがいいと思います。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 渡邊委員もおっしゃったんですけども、すごくよくまとまっていて、特に概要版はレイアウトも非常に見やすいと思いました。用語集はこちらもついているんですね。学校教育計画にも用語集があったので、ぱっと見比べると生涯学習のほうが見やすいなと思って何が違うんだろうと思ったら、振り仮名がこっちは片仮名なんですよね。学校教育計画のほうは平仮名なんです。こういうのを読んだときに、例えばI o TとかI C Tも片仮名のほうが表記としては読みやすいのかなと思うと、学校教育計画も片仮名にしたほうがいいのかなと思いました。

○渡邊委員 同じ策定計画だから、統一してぜひやっていただけるといい。全部教育委員会に関係していますので。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に報告事項（6）長期宿泊体験活動検討委員会の設置についてです。説明をお願いします。

○秋山指導課長 それでは、このたび武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会を設置することにいたしましたのでご報告いたします。

まず設置の理由ですが、本市ではセカンドスクール等の体験活動を通じた学習を大切に、大きな成果を上げてきているところです。体験活動の重視は新学習指導要領においても示されているところですが、今後、武蔵野市民科を実施していくに当たり、各学校の単元計画作成にセカンドスクールが大きくかかわってくることが予想される場所であり、前回の検討から10年以上が経過したこの時期に改めて課題を整理し、児童生徒の資質能力を育む上で、セカンドスクール等がより効果的な体験活動となるよう検討する必要があると考えました。

次に検討課題ですが、大きくはセカンドスクール等における活動内容となりますが、このことには武蔵野市民科授業時数、泊数、教員の負担軽減などさまざまな事柄が関連してくるものと考えますので、これらを総合的に検討してまいりたいと思っております。

委員構成は記載のとおりです。いずれもセカンドスクールをよくご理解いただいている方々です。

検討予定は4に示したとおりで、今年度は課題の洗い出しを中心にし、令和2年度末までの約1年半、1年4カ月ほどになりますか、をかけた検討してまいりたいと思っております。

なお、検討委員会の設置要綱は別紙のとおりでございます。

以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 意見ですが、以前、小中連携で小学校と中学生と一緒に発表の活動をやっていた例もありましたよね。なので、同じセカンドスクールという名前なので、先生方の負担もあるということを伺っておりますが、小中連携をやっていくといいと思います。小学校で学んだこと、中学校で学んだこと、お互いに学び合うことができるといいと感じているので、この中に入れる必要はありませんが、そういうことも検討していただけるといいと思います。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○秋山指導課長 検討する内容については、まず小学校のセカンドスクール、あるいはプ

レセカンドスクールから検討していった、その次に中学校のセカンドスクールの内容等について検討していく予定でございますので、そこには当然ながら小学校から中学生への連携、そういう話も出てくるのですが、そういうことでよろしいということでしょうか。

○**渡邊委員**　そうです。せっかく前、そういう例があったので、小中で一緒に発表し合うという活動です。

○**竹内教育長**　20周年のときに行い、あの中でいろいろと課題も出てきたり、新たな知見もあったと思います。

教育部長。

○**福島教育部長**　現在のプログラムでも小学校で田植えして、また中学校でも田植えしてみたいことがあって、そういう意味では連携した内容になっていないような部分もありますので、そういう点について今後どうしたほうがいいのかとかを含めて、小中のあり方というものについては検討していきたいと思います。

○**竹内教育長**　ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項については了承されたものといたします。

次に報告事項（7）第14回むさしの教育フォーラム「地域みんなで子どもを育てる」の実施報告について、説明をお願いします。

○**小澤統括指導主事**　私から第14回むさしの教育フォーラム実施報告についてお話しさせていただきます。

まず目的についてでございます。今年度は再来年度から中学校での全面実施、また来年度から小学校で全面実施となります新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、学校・家庭・地域等、子どもにかかわる全ての大人が主体的に子どもたちの成長を支え、子どもの健やかな成長と生活の充実を図るためのこれからの時代にふさわしい方策やあり方について共に考えることを目的に実施いたしました。

実施日、対象、参加者については記載のとおりでございます。

次に実施状況でございます。今回は第Ⅰ部に学校マネジメントコンサルタントの妹尾昌俊氏にお越しいただき基調講演を、第Ⅱ部にはパネルディスカッション「地域みんなで子どもを育てる」を実施いたしました。実施状況の中にそれぞれ講師の方のご発言、またパネリストの方のご発言を抜粋ではございますが、まとめさせていただきました。

裏面でございます。裏面は6ということでアンケートのまとめということで、その内

容をまとめさせていただいたものでございます。円グラフにつきましては、アンケートの中で学校と家庭・地域とが連携し子どもを育てることについて理解を深めることができましたかということをお伺いしたところ、9割以上の方から肯定的なご意見をいただいたところでございます。また、具体的な意見等を一部抜粋ということで、それぞれアンケートに記載をされている方の分類でコメントを書き分けて説明させていただきました。今回の教育フォーラムを学校、家庭、地域との協働連携について考える新たな機会として、子どもにかかわる全ての大人が子どもたちの成長を支え、子どもの健やかな成長と生活の充実を図るために、そのふさわしい方策やあり方について今後考えていく契機としたいというふうに考えてございます。

報告は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

この円グラフについて確認したいんですが、理解を深めることが全くできなかった方が7%なんですか。それとも無回答が7%。

統括指導主事。

○小澤統括指導主事 無回答が7%でございます。全くできなかった方については、申しわけありません、数字が書いていないんですが0%でございます。

○竹内教育長 分かりました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に報告事項8、平成31年度（令和元年度）東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果の概要について、説明をお願いします。

○小澤統括指導主事 それでは、私から説明させていただきます。

まず調査の目的についてでございます。こちらについて4点の調査目的は変わってございませんが、（1）の部分でこれまで昨年度まで読み解く力に関する定着状況というものを実施をされてございましたが、今年度からはその調査は実施をされておられません。調査目的を学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況の把握ということで実施をされております。

実施日、対象学年につきましては記載のとおりでございます。

調査内容につきましても、こちらについては変更はございません。

続きまして調査結果につきましてご説明いたします。まず、本市の状況の概要でござ

いますが、小中学校ともに教科の合計の全てで東京都の平均正答率を上回る結果となつてございました。東京都教育委員会は分析の手法として、そちらの表の中にもございますが、習得目標値、到達目標値を設定しています。習得目標値につきましては、各教科の調査問題を教科書の例題レベルの問題数、到達目標値は教科書の例題レベルの問題数と教科書の練習問題レベルの問題数を合わせた数その値としております。ですので、習得目標値の問題というのは、これは教科書の例題レベルの問題についての平均正答率ということになります。

その分類に基づいて本市の結果を分析いたしますと、到達目標値を超えている子どもたちは東京都全体と比較して、どの教科においても割合は高い状況でございました。一方、習得目標値に達していない児童生徒は東京都全体と比較して少ない割合となりました。しかし、どの教科にも習得目標値未満の児童生徒が見られる状況でございます。

次に、平均正答率から今後、指導の充実を図っていく必要がある内容として、例えば小学校の国語では目的や意図に応じ手紙等の実用的な文章を書く指導の充実ですとか、算数では資料をもとにして筋道立てて考える指導の充実。また、理科では表やグラフを活用した指導などが上げられます。各小中学校では今回の学力調査の結果を踏まえ授業改善推進プランを作成しています。今後とも毎日の1時間1時間の授業を大切に、確実な知識及び技能の習得を図り、生きて働く知識や技能となるよう学校にこちらは指導していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

渡邊委員。

○渡邊委員 この表自体は習得目標値の点数、平均。もう一方、到達目標値の点数も出ているのでしょうか。

○小澤統括指導主事 そちらの数値については出してはいないです。ただ、到達目標値の問題数は何問ということが分かってございますので、その数値を超えた人数が分布から何%ということ进行分析することは可能でございます。

○竹内教育長 渡邊委員、よろしいですか。

○渡邊委員 分かりました。でも、本当は到達目標のほうが重要だという感じはしないでもないのですが、その辺はどうですか。習得のほうが重要なのでしょうか。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 到達目標というのは、到達することが期待される問題の数ということになりますので、そちらも大切です。

○渡邊委員 基本的には到達目標は100%になることが理想ですね。

○小澤統括指導主事 到達目標の問題が教科書の練習問題レベルの問題で、それ以外の実問題は問題もありますので、全部解くということではないんですが。

○竹内教育長 習得目標と到達目標では、到達目標のほうがレベルが高いということなんですよね。

○小澤統括指導主事 そうです。教科書のそちらは練習問題のレベルで、習得目標は教科書の例題レベルの問題ということなので、問題は若干到達目標の問題のほうが難しいということにはなると思います。

○竹内教育長 そうすると、渡邊委員のご質問の趣旨は、多分武蔵野の子どもたちの現状から踏まえると、むしろ私たちとしては到達目標値の状況が把握しておきたいというようなご趣旨なんだと思うんですけども、いかがですか。

○小澤統括指導主事 分かりました。検討させていただきます。

○渡邊委員 そういう数値が出るのかどうか。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 問題自体の分類は東京都教育委員会が、この問題は習得目標の問題ですよ、この問題は到達目標の問題ですよという分類を示してございますので、それに基づいてこちらで分析をすれば出すことは可能かと思えます。

○渡邊委員 負担が大変ですよ。簡単にできるかどうか分からないけれども。

○竹内教育長 実務上のことも考えながら、教育委員会としてはそういうところに少し気にかけている、その興味があるということをご理解いただければということでもよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○竹内教育長 次に、その他に入ります。その他として何かありますか。

それでは、これをもちまして本日の公開部分の議事については終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は令和2年1月8日水曜日、午前10時から開催いたしますの

で、よろしく願いいたします。

午後0時30分 公開部分議事終了